

# 官報号外

平成二十八年十月二十八日

## ○第一百九十二回 衆議院会議録 第七号

平成二十八年十月二十八日(金曜日)

議事日程 第五号

平成二十八年十月二十八日  
午後一時開議

第一 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理  
に関する法律案(第百九十四回国会 内閣  
提出)

第二 衛星リモートセンシング記録の適正な取  
扱いの確保に関する法律案(第百九十四回国  
会 内閣提出)

第三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支  
援機構法の一部を改正する法律案(内閣  
提出)

○本日の会議に付した案件  
日程第一 人工衛星等の打上げ及び人工衛星  
の管理に関する法律案(第百九十四回国会、  
内閣提出)

日程第二 衛星リモートセンシング記録の適  
正な取扱いの確保に関する法律案(第百九  
十回国会、内閣提出)

日程第三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設  
整備支援機構法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、人工衛星等の打  
上げ及び人工衛星の管理に関する法律案、日程第  
二、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱い  
の確保に関する法律案、右両案を一括して議題と  
いたします。

日程第三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支  
援機構法の一部を改正する法律案(内閣  
提出)

パリ協定の締結について承認を求めるの件(參  
議院送付)の趣旨説明及び質疑

新議員の紹介 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案外一案 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支

平成二十八年十月二十八日 衆議院会議録第七号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案及び同報告書  
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○秋元司君登壇

○秋元司君 ただいま議題となりました両案につ  
きまして、内閣委員会における審査の経過及び結  
果を御報告申し上げます。

まず、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理  
に関する法律案の概要について申し上げます。

本案は、宇宙基本法の基本理念にのつとり、人  
工衛星等の打ち上げ及び人工衛星等の落下等により  
生ずる損害の賠償に関する制度を設けることによ  
り、宇宙諸条約の実施、公共の安全確保、当該損  
害の被害者の保護を図り、もつて国民生活の向上  
及び経済社会の発展に寄与するものであります。

次に、衛星リモートセンシング記録の適正な取  
扱いの確保に関する法律案の概要について申し上  
げます。

本案は、宇宙基本法の基本理念にのつとり、衛  
星リモートセンシング記録の適正な取り扱いを確  
保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リ  
モートセンシング装置に係る許可制度、衛星リ  
モートセンシング記録保有者の義務、同記録を取  
り扱う者の認定等について、必要な事項を定める  
ものであります。

両案は、第百九十四回国会に提出され、四月二十  
六日に本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌二十七日に提案理由の  
説明を聴取しましたが、以後、今国会まで継続審  
査に付されていました。

今国会におきましては、十月二十六日、質疑を行  
い、質疑終局後、討論、採決の結果、両案はい

ずれも賛成多数をもつて原案のとおり可決すべき  
ものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両案を一括して採決いたし  
ます。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。  
両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸  
君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、両案と  
も委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、両案と  
も委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 両案を一括して採決いたし  
ます。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。  
両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸  
君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、両案と  
も委員長報告のとおり可決いたしました。

外

官報(号外)

本案は、去る十月二十五日本委員会に付託され、同日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日参考人から意見聴取を行い、質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行ない、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長（大島理森君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

パリ協定の締結について承認を求めるの件

（参議院送付）の趣旨説明

○議長（大島理森君） この際、参議院送付、パリ協定の締結について承認を求めるの件につき、趣旨の説明を求めます。外務大臣岸田文雄君。

〔國務大臣岸田文雄君登壇〕

○國務大臣（岸田文雄君） ただいま議題となりましたパリ協定の締結について承認を求めるの件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この協定は、平成二十七年十二月にフランスのパリで開催された気候変動に関する国際連合枠組条約の第二十一回締約国会議において採択されたものであります。

この協定は、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、温室効果ガスの削減に係る取り組み、その実効性を確保するための措置等について定めるものであります。具体的には、この協定は、工業化前からの世界

全体の平均気温の上昇を二度未満に抑えること等

を目標として、各締約国が削減目標を策定し国内措置を実施すること、五年ごとにその目標を提出すること、各締約国の取り組み状況を定期的に報告し、レビューすること、また、世界全体の実施状況の検討を行うこと等を定めています。

我が国がこの協定を締結することは、気候変動に対処するための我が国の取り組みを一層推進するとともに、この分野での国際的な取り組みに積極的に貢献するとの見地から極めて有意義であると認められます。

以上が、この協定の締結について承認を求めるの件の趣旨でございます。（拍手）

○議長（大島理森君） ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。神山洋介君。

〔神山洋介君登壇〕

○神山洋介君 民進党・無所属クラブの神山洋介です。

○議長（大島理森君） ただいま議題となりましたパリ協定の締結について承認を求めるの件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この協定は、平成二十七年十二月にフランスのパリで開催された気候変動に関する国際連合枠組条約の第二十一回締約国会議において採択されたものであります。

この協定は、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、温室効果ガスの削減に係る取り組み、その実効性を確保するための措置等について定めるものであります。

具体的には、この協定は、工業化前からの世界

され、来月四日に発効の見込みとなりました。三日後の十一月七日からは、国連気候変動枠組み条約第二十二回締約国会議、COP22がモロッコで開催され、パリ協定締約国による初会合、CMA1の場で、協定の具体的ルールづくりの議論が始まります。

我が国は既に、その場に議決権を持たないオブザーバーとしてしか参加することができません。

され、来月四日に発効の見込みとなりました。三日後の一月七日からは、国連気候変動枠組み条約第二十二回締約国会議、COP22がモロッコで開催され、パリ協定締約国による初会合、CMA1の場で、協定の具体的ルールづくりの議論が始まります。

我が国は既に、その場に議決権を持たないオブザーバーとしてしか参加することができません。

官報 (号外)

才を実現する緩和シナリオについて、温室効果ガス排出量は、二〇一〇年と比べて、二〇五〇年に四〇から七〇%減らし、二一〇〇年にはほぼゼロまたはマイナスに至るシナリオであると報告をしています。

つまり、二度シナリオを実現するためには、先進国として、二〇五〇年までに温室効果ガスの排出量を八〇%削減し、二一〇〇年までにはゼロにすることを目標に掲げ、世界全体で達成しなければならないということです。この目標を達成するために、我が国も環境立国として技術と政策を総動員し、世界をリードていかなければならぬ立場にあり、国としても相当な覚悟と努力が必要です。

しかし、安倍政権が示した二〇三〇年の温室効果ガス削減目標は余りにも低水準、世界の失笑を買っている状態です。そもそも、IEAによれば、COP21に向けて各国が提出した削減目標を完全に達成したとしても、二一〇〇年までに地球の温度は二・七度上昇すると予測しています。つまり、パリ協定の目標は、今の義務量でさえ達成できないのです。早晚、各国のさらなる削減の上積みが必要となり、日本も今から十分な備えをしておく必要があります。

二度目標達成のために各国の義務量を追加しなければならない、上積みをしなければならないという認識をお持ちかどうか、そして、その上で、日本として削減量の上積みを積極的に検討するつもりがあるか、環境大臣にお伺いをいたします。

我が国のみならず各との議論と具体的な取り組みを見ても、本来であれば、温室効果ガス削減目標の議論とエネルギーのあり方の議論はパッケージです。しかし、安倍政権はエネルギー・ミックスを先に決め、統いて温室効果ガス削減目標をそれに沿つて決めるという主客転倒した策定を行いました。これでは、温室効果ガス削減目標を理念、

哲学を持つてつくることは論理的に不可能です。

環境大臣にお伺いいたします。

問題意識を共有いただけますでしょうか。また、その主客転倒に修正を加えるつもりがおありますか。

温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電所の取り扱いは、世界各国の取り組みにおいても主要要素をなします。その観点において、石炭火力を推進する安倍政権の姿勢に大いに疑問を持ちます。

世界は石炭火力発電への規制を強め、事実上、新設が困難になつてきています。カナダは石炭火力発電所の排出規制を導入、英国は二〇二五年石炭火力発電所全廃を決定、ドイツでは脱石炭火力へとかじが切られています。

世界的にダイベストメントの流れが進む中、COP21、パリ会議期間中には、各国の財團、大学機関、公的年金基金など五百以上の機関が化石燃料関連の投資からの引き揚げを決定し、総額三・四兆ドル、日本円にして約四百二十兆円に上ると報告されました。

この化石燃料産業からの投資撤退、ダイベストメントの流れについて、政府はどのように評価をされているのかお伺いをいたします。あわせて、日本も明確に脱石炭火力を宣言し、石炭火力発電の全廃時期を定めるべきと考えますが、いかがでしょうか。経済産業大臣の答弁を求めます。

民進党は、昨年五月、二〇三〇年に一九九〇年比温室効果ガス三〇%の削減、二〇三〇年再生可能エネルギー三〇%以上の導入を目指すとする工程、具体的策の策定を進めています。

また、これらの目標を実現するために、分散型エネルギー利用促進法案、熱利用促進法案、公共施設省エネ再エネ義務化法案、エネルギー協同組合法案という分散型エネルギー社会推進四法案

を、私もその提出者の一人として、国会に提出済みです。地域の資源を生かした省エネルギーや再生可能エネルギーの導入をさらに進め、地域の暮らしと経済を活性化すると同時に、温室効果ガスの大削減を実現できるものであり、パリ協定における日本の取り組み前進にも大きく寄与します。

す。

経済産業大臣、この分散型エネルギー社会推進四法案の成立に政府にもぜひ御協力をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。御答弁を求めてます。

我が党は、今国会冒頭から、TPPよりもパリ協定の議論を優先するべきであるとし、臨時国会冒頭でも、その旨、数度指摘をしてまいりました。しかし、政府・与党は、発効見込みの立たないTPPを優先し、発効が確定をしたパリ協定の審議はおくれ、国会運営にも混乱を来してきました。その国会運営を反省し、改めるよう、改めて強く要請をいたします。

遅きに失したとはいえ、またCMA1の場では議決権を有しないとはいえ、パリ協定の審議を円滑に進め、日本国がCOP22に批准国として参加することは、我が国のプレゼンス、コミットメントを示す上でも重要です。

地球温暖化を防ぐことができるのか、世界は今大きな転換点に立っています。環境保護のみの視点ではなく、ましてや経済効率第一主義でもなく、日本のすぐれた技術を最大限生かし、新たな地平を開拓することを改めて宣言し、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣岸田文雄君登壇)

○國務大臣(岸田文雄君) 我が国によるパリ協定の締結作業についてのお尋ねがありました。

我が国はパリ協定を重視しており、速やかな締結が不可欠であるとの認識のもと、可能な限り迅

速な作業、調整を行つてきました。

まず、政府としましては、パリ協定の署名が開放された当日である四月二十二日に署名を行いました。

また、本年五月のG7伊勢志摩サミットにおいては、本年中のパリ協定の発効という目標を掲げG7首脳宣言を議長国として取りまとめ、パリ協定の早期発効を目指す立場を積極的に示していました。そして、この本年中の発効、本年中の締結目標に、パリ協定の臨時国会での提出を目指し、同協定の国内実施の担保に係る検討を進めなど、可能な限り迅速に作業、調整を行つてまいりました。

この間、政府としては、パリ協定の発効をめぐる各国の動向についても注視してきましたが、例えば、当初、全加盟国で一括して締結することにより来年以降の締結を目指していたEUが、EU及び一部加盟国のみ先行して締結したこと等により、我が国を含む国際社会の当初の見通しよりも早期の発効に至ったこと、これは事実であります。

こうした各国の動向はありましたか、政府としては、臨時国会の審議日程の見込み等も踏まえ、十月十一日に閣議決定を行つたところです。

政府としては、一日も早く国会の御承認をいたしました。

だけよう、引き続き全力を尽くしてまいります。

次に、パリ協定第一回締約国会合への我が国

参加についてお尋ねがありました。

国連気候変動枠組み条約の第二十二回締約国会議、COP22の会期中に開催されるパリ協定第一回締約国会議に同協定の締約国として参加できるのは、本年十月十九日までに締結手続を終えた国とされています。もつとも、パリ協定の実施指針策定に係る交渉等は、我が国を含む国連気候変動枠組み条約の全締約国の参加を得て本年五月に開

始されたばかりであり、パリ協定第一回締約国会合では同実施指針の採択は行わない見込みであります。

この点、先般開かれましたCOP22のための事前準備会合、プレCOPにおいても、パリ協定発効後も、本件交渉を引き続き、協定未締結の国も含め、開かれた形で交渉を進める必要がある、ことが確認されました。

したがって、パリ協定第一回締約国会合に締約国として参加しないことが、我が国の交渉における立場に実質的な影響を及ぼすとは認識をしておりません。

しかしながら、COP22を初めとする種々の議論で我が国の意向をよりよく反映させるため、我が国がパリ協定の締約手続を一日も早く終え、説得力を持つて交渉に参加することは重要です。政府としては、今国会において一日も早く御承認をいただき、引き続き全力を尽くします。

そして、パリ協定の今後のルールづくりについてお尋ねがありました。

先ほど申し上げたとおり、パリ協定のもとでの市場メカニズムを初めとするパリ協定の実施指針策定に係る交渉は、引き続き、我が国を含む国連気候変動枠組み条約の全締約国が関与する形で行われることが、先般開かれたCOP22のための事前準備会合、プレCOPでも確認されたところです。

したがって、パリ協定第一回締約国会合に締約国として参加しないことが、我が国の交渉における立場に実質的な影響を及ぼすとは認識していません。

我が国としましては、パリ協定のものとの市場メカニズムを初めとするさまざまな制度構築に貢献するべく、十一月のCOP22における交渉の機会を含め、実施指針の策定交渉に積極的に臨む考えです。（拍手）

## (号外)

官

【國務大臣山本公一君登壇】  
○國務大臣(山本公一君) 四問御質問をいただきました。

我が国によるパリ協定の締約手続きについてのお尋ねがありました。

外務大臣の答弁がありましたとおり、政府としては、パリ協定の署名が開放された当日である四月二十二日に署名を行いました。

また、本年五月のG7伊勢志摩サミットにおける首脳宣言を踏まえ、本年中の締結を目指し、パリ協定の国内実施の担保に係る検討を進めました。我が国としては、まず、この二〇三〇年度

まで、同協定の国内実施の担保に係る検討を進め等、外務省等の関係省庁とともに、可能な限り迅速に作業調整を行つてまいりました。

政府としては、臨時国会の審議日程の見込み等を踏まえ、十月十一日に閣議決定を行つたところです。

政府としては、一日も早く国会の御承認をいただけるよう、全力を尽くしてまいります。

次に、パリ協定の歴史的評価についてのお尋ねがございました。

パリ協定は、先進国と途上国との立場の違いを乗り越えて、歴史上初めて全ての国が参加する公

な合意であり、高く評価をいたしております。特に、世界共通の長期目標として二度目標を設定し、加えて一・五度に抑える努力を追求することにも言及したことは、世界が脱炭素社会の構築

に向けて動き出したことを明確に示すものとして歓迎をいたしております。

次に、二度目標達成に向けた各国の削減量及び我が国の目標の見直しについてのお尋ねがございました。

パリ協定においては、各国の取り組み状況のレ

ビューと世界全体での長期目標の達成に向けた進捗点検を実施し、各國が削減目標を定期的に提出し更新する仕組みが盛り込まれました。これにより、各国の目標は適切に見直されると考えております。

また、我が国においては、二〇三〇年度目標及びその達成に向けた対策、施策等を盛り込んだ地球温暖化対策計画を本年五月に閣議決定いたしました。我が国としては、まず、この二〇三〇年度

目標の着実な達成に向けて全力で取り組んでまいります。

本計画における対策、施策の実施状況については、毎年厳格に点検を行うとともに、少なくとも三年ごとに必要に応じて見直すとしており、こうしたプロセスを通じて、実効性ある取り組みを進めてまいりたいと思います。

最後に、温室効果ガス削減目標とエネルギー・ミックスの関係についてのお尋ねがございました。

温室効果ガス削減目標とエネルギー・ミックスは、エネルギー起源CO<sub>2</sub>が温室効果ガスの排出量の約九割を占めるという関係を前提としております。

エネルギー・ミックスに関しては、約束草案を検討する中央環境審議会と産業構造審議会の合同専門家会合でもCO<sub>2</sub>削減の観点から幅広く御議論をいただき、政府部内においても、関係省庁間で議論の上、取りまとめられたものであります。

また、地球温暖化対策計画に位置づけられています二〇三〇年度一六%削減の中期目標は、エネルギー・ミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題等を十分に考慮した裏づけのある対策、施策や技術の積み上げによつて策定されたと思います。

地球温暖化対策計画の目標及び施策についてお尋ねがありました。

政府としては、再生可能エネルギー等を活用した分散型エネルギー・システムの構築の推進は重要なため、これまで、再生可能エネルギー設

ギー関係の施策も含め、必要に応じて本計画を見直すこととしており、長期的な目標を見据えた戦略的取り組みを進めてまいります。（拍手）

【國務大臣世耕弘成君登壇】  
○國務大臣(世耕弘成君) 神山洋介議員にお答えをいたします。

化石燃料のうち、特にCO<sub>2</sub>の排出量の多い石炭を中心にダイベストメントの流れがあることは承知しておりますが、経済性やエネルギー・安全保

障の観点から、石炭をエネルギー資源として選択せざるを得ない国も多く、こうした国にとっては、可能な限り高効率な石炭火力を導入することこそが実効的な気候変動対策だと考えております。

化石燃料のうち、特にCO<sub>2</sub>の排出量の多い石炭を中心ダイベストメントの流れがあることは承知しておりますが、経済性やエネルギー・安全保

障の観点から、石炭をエネルギー資源として選択せざるを得ない国も多く、こうした国にとっては、可能な限り高効率な石炭火力を導入することこそが実効的な気候変動対策だと考えております。

高効率石炭火力発電の導入が気候変動対策に資するとの考え方は、OECDの場でも認められ、合意されているところです。今後とも、日本のす

ぐれた発電技術を活用し、地球規模での温暖化対策に貢献してまいります。

また、全ての面において完璧なエネルギーはない中で、我が国においては、スリーエプラス、すなわち、安定供給、経済効率、環境適合、安全のバランスがとれた電源構成が必要です。

このため、省エネ法と高度化法により、他の電源と比較してCO<sub>2</sub>を多く排出するという石炭火力の抱える課題を補いつつ、一定の割合で活用を図つていくべきと考えております。

次に、分散型エネルギー・社会推進四法案についてお尋ねがありました。

政府としては、再生可能エネルギー等を活用した分散型エネルギー・システムの構築の推進は重要なため、これまで、再生可能エネルギー設

官報(号外)

備の導入支援などさまざまな施策を講じてきており、引き続き、地域の特性を踏まえつつ、関係府省とも連携しながら取り組みを進めてまいります。

なお、御指摘の四法案の取り扱いについては、国会で議論され、御判断されるものと認識しております。政府としてお答えすることは差し控えさせていただきます。(拍手)

○議長(大島理森君) 島津幸広君。

[島津幸広君登壇]

○島津幸広君 私は、日本共産党を代表して、パリ協定について関係大臣に質問します。(拍手)パリ協定は、産業革命後の地球の平均気温の上昇を二度未満、さらに一・五度に抑える努力を行い、今世紀後半の温室効果ガスの排出を実質ゼロにするために、先進国も途上国も参加し、法的拘束力を持つ、これまでにない取り決めとなりました。深刻化する温暖化への危機感を共有した世界的な脱炭素化の流れに逆らい、批准が大幅におくれた安倍政権の責任は極めて重大です。

こしこし四月には、国連本部においてパリ協定の署名式が行われ、日本を含む百七十五の国とEUが署名しました。各国が一齊にスタートラインに立つていて、なぜ日本は出でなくなってしまったのですか。

総理は、臨時国会の所信表明演説でパリ協定に一言も触れず、今国会の最重要課題にTPPを挙げました。人類の生存の脅威となる地球温暖化対策よりも、米国や多国籍企業の利益を図るTPPを優先させる、パリ協定を重視していない姿勢のあらわれではありませんか。

現在、パリ協定は、温室効果ガス最大排出国である中国を初め、アメリカ、インド、EUなど八十三カ国が批准し、総排出量が約六一%となり、十一月四日に発効することとなっています。政府

は慌てて、十月十一日に承認案を閣議決定し、国会に提出しました。なぜ、米中を始め各国が批准するまで国会に提出しなかつたのですか。政府関係者から、読み違えた、こういう声が聞こえてきます。様子見をしていたのではありませんか。

なぜこんなことになつたのか。こしこし四月の地球温暖化対策計画案へのパブリックコメントで、日本経団連は、パリ協定の締結については、アメリカが合意しながら離脱した京都議定書の教訓を踏まえ、各国の対応を慎重に見きわめる必要がある、こう述べています。日本の経済産業界からの主張に従つて、世界第五位の排出国日本の責任と役割を果たせなかつたのでありますか。答弁を求めます。

次に、パリ協定に基づく国内対策について聞きます。

まず、温室効果ガスの削減目標です。

産業革命後の地球の平均気温の上昇を二度未満に抑えるという目標は、現在批准している各国の排出削減目標を積み上げても到底及びません。その中で、世界五位の排出国日本の目標は、二〇三〇年度に一三年度比二六%削減という極めて不十分なものです。これで、五〇年までに八〇%削減するという長期目標と整合性がとれるのですか。

COP22の決定に基づき、二〇二〇年までに削減目標を引き上げるべきではありませんか。

安倍政権のエネルギー政策は、温室効果ガスの排出量が多い石炭火力発電所に依存しています。現在、国内で新增設が予定されている石炭火力は四十八基、合計二千二百八十四・六万キロワットです。これを全て稼働すれば、排出量が約一割ふえます。山本環境大臣は、二十六日の参院外交防衛委員会で、石炭火力発電所を新增設するといふことは世界の潮流に反する、こう答弁していくまでは、石炭火力発電所の新增設は直ちに中止すべきではないですか。

安倍政権は、石炭火力とともに原発をベースロード電源と位置づけ、原発の再稼働を推進してきました。東電福島原発事故から五年半、いまだに事故原因の究明もされず、多くの被災者を苦しめながら、再稼働など許されません。ましてや、温暖化対策として再稼働を進めるなどもつてのほんができます。答弁を求めます。

政府は、温室効果ガス排出量がふえているからと、家庭や事業所に大幅な削減を求めています。が、その大部分は電力由来です。日本の温室効果ガス総排出量の四割を占めているのが電力部門です。求める先が違うではありませんか。石炭をはじめとした化石燃料依存のエネルギー政策の転換こそ求めるべきです。

パリ協定では、日本の提案で、石炭火力発電など国内企業の環境技術を海外へ提供する見返りに、削減分を日本側に算入する二国間クレジット制度が認められました。しかし、どんなに高効率の石炭火力発電でも、LNG発電の二倍の温室効果ガスを排出します。これでは世界の温暖化対策に逆行するものと言わざるを得ません。国内での削減こそ本腰を入れて取り組むべきではありませんか。

国連食糧農業機関は、十七日、二〇一六年版世界食料農業白書を公表しました。これまでと変わらないやり方を続けるなら、気候変動で二〇五〇年には四千二百万人が新たに飢餓の危機に直面するとの警告しています。政府は、昨年十一月、適応計画を閣議決定していますが、既に先進国は適応計画を法制化しています。我が国も早急に法定計画に定め、温暖化による影響を最小限にする実効ある取り組みをすべきではありませんか。答弁を求めます。

最後に、安倍政権は、深刻化する温暖化への危機感を共有し、パリ協定の合意と両立しないエネルギー基本計画を撤回すべきです。原発にも石炭

火力にも依存しないエネルギー政策に転換することで、国際的にも立ちおくれている太陽光、風力などの再生可能エネルギーを四割に引き上げることと、そして、世界五位の排出国日本としての野心的な削減目標で世界の温暖化対策に貢献することを強く求め、質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(岸田文雄君) まず、パリ協定に関する政府の考え方についてお尋ねがありました。

パリ協定は、歴史上初めて全ての国が参加する政府として、一貫して、同協定の早期発効及び着実な実施が重要であるとの考え方と、可能な限り迅速に作業、調整を行つてきました。

そして、御指摘の総理の所信表明演説においては、パリ協定のもとで国際社会が解決を目指す地球温暖化対策問題について、世界が直面している困難な課題の一つとして挙げ、日本がこうした課題に取り組むことを通じて世界に貢献する決意を述べられたものと認識をしています。

この審議の日程は、全般的な状況を踏まえ、国会で御判断いただくことですが、政府としては、パリ協定、TPPそれぞれについて、一日も早い締結を目指し、全力を尽くしてまいります。

次に、我が国によるパリ協定の締結作業についてお尋ねがありました。

我が国はパリ協定を重視しており、速やかな締結が不可欠であるとの認識のもと、可能な限り迅速な作業、調整を行つてきました。

まず、政府としましては、パリ協定の署名が開放された当日である四月二十二日に署名を行いました。

また、本年五月のG7伊勢志摩サミットにおいては、本年中のパリ協定の発効という目標を掲げたG7首脳宣言を議長国として取りまとめ、パリ

協定の早期発効を目指す立場を積極的に示していました。そして、この本年中の発効、本年中の締結を目標に、パリ協定の臨時国会での提出を目指し、同協定の国内実施の担保に係る検討を進めるなど、可能な限り迅速に作業、調整を行つてきました。

この間、政府として、パリ協定の発効をめぐる各国の動向について注視してきましたが、例えば、当初、全加盟国が一括して締結することにより来年以降の締結を目指していたEUが、EU及び一部加盟国のみ先行して締結したこと等により、我が国を含む国際社会の当初の見通しよりも早期の発効に至つたこと、これは事実であります。

こうした各国の動向はありましたか、政府としては、臨時国会の審議日程の見込み等を踏まえ、十月十一日に閣議決定を行つたところです。他の対応を様子見していたとの御指摘は当たらないと考えます。

政府としては、一日も早く国会の御承認をいただけるよう、引き続き全力を尽くしてまいります。

そして、気候変動対策に係る我が国の責任と役割についてお尋ねがありました。

我が国はパリ協定を重視しており、速やかな締結が不可欠であるとの認識のもと、パリ協定の国内実施に係る検討作業等を署名後約半年で終えました。その上で、可能な限り迅速に準備、作業を行つた結果として、パリ協定の締結について今国会にお諮りをしているものであります。なお、パリ協定を締結するに当たつての検討は政府内で行つております、産業界との調整等は特段行つてはおりません。

全ての国による排出削減を趣旨とするパリ協定については、右を重視してきた産業界も早期締結を望んでいたものと承知をしております。

気候変動を重視する我が国として、引き続き、気候変動交渉に積極的に臨み、国際社会において主導的な役割を果たしてまいります。(拍手)

(国務大臣山本公一君登壇)

○国務大臣(山本公一君) パリ協定に関する政府の考え方についてお尋ねがございました。

我が国はパリ協定を重視いたしております。これは政

府共通の認識であります。

総理所信においては、パリ協定のもとで国際社会が解決を目指す地球温暖化問題について、世界が直面している困難の一つとして挙げ、日本が世界に貢献する決意を述べられたものと認識をいたしております。

なお、政府としては、パリ協定、TPP、それぞれについて、一日も早い締結を目指して全力を尽くしていくきます。

我が国によるパリ協定の締結手続についてのお尋ねがございました。

外務大臣の答弁にありましたとおり、政府としては、パリ協定の署名が開放された当日である四月二十二日に署名を行いました。

また、本年五月のG7伊勢志摩サミットにおける首脳宣言を踏まえ、本年中の発効、本年中の締結を目標に、パリ協定の臨時国会での提出を目指し、同協定の国内実施の担保に係る検討を進める等、外務省等の関係省庁とともに、可能な限り迅

速に作業、調整を行つてまいりました。

政府としては、臨時国会の審議日程の見込み等を踏まえ、十月十一日に閣議決定を行つたところであります。他の対応を様子見していたとの指

摘は当たりません。

政府としては、一日も早く国会の御承認をいた

だけるよう、全力を尽くしてまいります。

経済産業界の主張とパリ協定の締結時期との関係についてお尋ねがございました。

気候変動交渉に積極的に臨み、国際社会において主導的な役割を果たしてまいります。(拍手)

政府としては、パリ協定を昨年十一月の採択から一貫して重視してまいりました。

パリ協定の署名が開設された当日である四月二十二日に署名を行い、同時に、パリ協定の国内実施の担保に係る検討を進める等、可能な限り迅速に準備作業を行つてきたところでございます。特定の団体の主張に従つたとの御指摘は当たりませ

ん。

削減目標の引き上げについてお尋ねがございました。

二〇三〇年度目標及びその達成に向けた対策、施策等を盛り込んだ地球温暖化対策計画を本年五月に閣議決定しました。我が国としては、まず、この二〇三〇年度目標の着実な達成に向けて、国内での削減に全力で取り組んでまいります。

本計画における対策、施策の実施状況について

は、毎年厳格に点検を行うとともに、少なくとも三年ごとに必要に応じて見直すとしており、こうしたプロセスを通じて、実効性ある取り組みを進めています。

石炭火力発電についてお尋ねがございました。

CO<sub>2</sub>排出量の多い石炭火力発電の新增設が制約なく進むと、国の削減目標等の達成が危ぶまれます。このため、本年二月の環境、経産両大臣の合意に基づき、政策的対応等を行うとともに、毎年度、その進捗状況をレビューすることいたしております。

また、両省の合意以降、石炭火力発電の環境アセスメントにおいて、事業者が省エネ法の発電効率指標を達成できないと判断した場合は、事業の見直しを検討すること等を含む環境大臣意見を述べております。

これらの取り組みを通じて、石炭火力発電の問

題にもしっかりと取り組んでまいります。

化石燃料依存のエネルギー政策の転換について

我が國の中期目標の達成に向け、家庭部門や電力部門を初め、あらゆる部門において取り組みを進めていくことが重要であります。

我が國では、二〇三〇年度目標及びその達成に向けた対策、施策等を盛り込んだ地球温暖化対策計画を本年五月に閣議決定いたしました。我が国としては、まず、この二〇三〇年度目標の着実な達成に向けて、国内での削減に全力で取り組んでまいります。

我が国では、すぐれた低炭素技術の普及を通じて世界の排出削減を実現することは、相手国のみならず、我が国も含めた双方の低炭素成長に貢献することができます。

最後に、適応計画の法制化についてお尋ねがございました。

まずは、政府として、適応計画に基づき取り組みを推進していくことが重要であると考えております。

適応策の法制化については、適応計画の実施状況や課題を把握しながら、引き続き検討をしてまいりたいと思います。(拍手)

○国務大臣世耕弘成君登壇

島津幸広議員にお答えをいたします。

石炭火力の新增設は直ちに中止すべきではないかとのお尋ねがありました。

まず、全ての面において完璧なエネルギーはない中で、スリーピラス、すなわち、安定供給、経済効率、環境適合、安全のバランスがどれ

かとのお尋ねがありました。

さて、エネルギー政策の転換についてお尋ねがございました。

石炭火力は、他の電力と比較して  $\text{CO}_2$  を多く排出するという環境面での課題があるものの、安定供給や経済性の観点からすぐれおり、一定の割合での活用を図っていくことが不可欠です。このため、経済産業省としては、環境省とも連携しながら、省エネ法により、発電事業者に対し、発電効率の向上を、高度化法により、小売事業者に対して販売電力の低炭素化を求めるることにより石炭火力の抱える課題を補いつつ、活用しています。

次に、原発の再稼働についてお尋ねがあります。原発は、運転時に温室効果ガスを排出しないゼロエミッションの電源であり、温暖化対策を実現する上で重要な手段の一つであると考えています。さらに、温暖化対策のみならず、安定供給の確保や電力コストの引き下げを実現するためにも重要です。

もちろん、安全性の確保が最優先であります。そのため、エネルギー基本計画において閣議決定された、高い独立性を有する原子力規制委員会が科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めているという政府の一貫した方針に基づいて取り組みを進めてまいります。

次に、二国間クレジット制度により、海外で石炭火力発電を高効率化し、日本の排出削減に取り組むべきとのお尋ねがありました。

パリ協定では、全ての国、地域に削減努力が求められており、このため、我が国企業が有するすぐれたエネルギー・環境分野の技術を積極的に海外展開し、世界全体での削減に取り組むことが必要です。政府としても、二国間クレジット制度等を活用しつつ、企業のそうした取り組みを後押し

し、世界全体での削減に貢献してまいります。

石炭については、経済性やエネルギー安全保障の観点から、エネルギー資源として選択せざるを得ない国も多く、こうした国にとっては、可能な限り高効率な石炭火力を導入することこそが実効的な気候変動対策であると考えています。

国内の排出削減については、二〇三〇年度に二〇一三年度比で二六%削減するという野心的で国際的に遙色のない目標を昨年七月に国連に提出しています。この目標の達成に向けて、地球温暖化対策計画に基づき、必要な対策を着実に進めてまいります。（拍手）

○議長（大島理森君）木下智彦君。

〔木下智彦君登壇〕

○木下智彦君 日本維新的会、木下智彦です。

私は、我が党を代表して、ただいま議題となりました本件について質問いたします。（拍手）

我が党は、TPP協定のような、安全保障上も経済上も我が国に大きなメリットをもたらす協定

は積極的に推進すべきと考えております。

そして、京都議定書やパリ協定については、地

球環境を守るために責務を当然果たしつつ、我が

国の経済成長と環境保護の両立を図るため、一定

の現実的な対応も必要と考えます。

以上のような立場から、質問させていただきま

す。

今世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにするという本協定の長期的目標は、高い理想で

す。しかしながら、この目標のために各国が達成すべき具体的目標は定められておりません。達成

をを目指す目標を各國がみずから作成、提出して国

内措置を実施することを義務づけているのみで

す。

外務大臣にお伺いいたします。

本協定は、全ての国との合意を優先する余り、各

国ごとの目標について結論が先送りされて曖昧となっていないでしょか。目標の達成義務づけに

は、中国、インドなどが消極的だったとも言わ

れています。各国に目標達成を義務づけること

ができなければ、本協定の実効性に疑問が生じな

いか、御認識をお伺いいたします。

パリ協定を踏まえた地球温暖化対策計画とエネ

ルギー革新戦略の関係についてお伺いいたしま

す。

地球温暖化対策計画は、温室効果ガスを二〇一

〇年までに八〇%減を目指すという大変厳しい目

標を掲げています。

三年度比で二〇三〇年度に二六%削減し、二〇五

〇年までに八〇%減を目指すという大変厳しい目

標を掲げています。

エネルギーミックスの掲げる二〇三〇年度の電

源構成も、特に原子力を二〇%から二二%として

いることにつき、現実性について疑問があるとの

指摘もあります。

環境大臣にお伺いいたします。

参議院本会議での質疑では、地球温暖化対策計

画については、少なくとも三年ごとに、必要に応

じて、エネルギー関連の施策を含め、計画の見直

しを行うとのことでした。これは、地球温暖化対

策計画とエネルギーミックスのどちらかの目標が

未達となつた場合、三年ごとの計画見直しでも

う一方の計画についても見直すという趣旨でしょ

うか。温室効果ガスの削減が予定どおり進ま

なかつた場合、エネルギーミックスの見直しもあり

得るのか、その逆もあり得るのか、御認識をお伺

いいたします。

エネルギーミックスに関連して、原発再稼働に

ついて質問いたします。

鹿児島県と新潟県で、再稼働反対を掲げる知事

が誕生しました。知事に原発再稼働の是非を決め

る法的権限はないものの、再稼働に関する状況は

ますます難しくなっています。

我が党は、原発の即時廃止でも積極的推進でも

なく、福島第一原子力発電所の事故の教訓も踏まえ上で、国、事業者、自治体の責任を明確化し

た再稼働の是非と、市場競争を通じた原発依存度

の低減、将来の必要性の有無の判断が重要と考えております。

そして、その原発の再稼働の是非については、

避難計画策定への国の関与、影響可能性のある地

域の同意の法定化等を内容とする原発再稼働責任

法案を既に提案しており、今国会でも改めて法案

提出をする予定であります。

経済産業大臣にお伺いいたします。

この法案に対する参議院本会議での答弁では、

原発の再稼働に当たっての地元との関係は、各地

の事情がさまざまであることから、国が一律に決

めず、理解活動を丁寧に進めるとのことです。

我が党の法案では、原発再稼働には、原発から

半径三十キロ圏内の都道府県の同意が必要とし

て、国及び影響可能性の高い周辺自治体の責任と

権限を明確化しております。今後、これら関連す

る自治体を中心として、こうした制度の立法化要

請があれば、真摯に対応されるのでしょうか。御

認識をお伺いいたします。

我が党は、環境問題については経済成長と環境

保護の両立を図り、エネルギー問題にも市場メカ

ニズムを最大限生かし、そして、あらゆる政策課

題について法の支配の実現を目指してまいりま

す。

以上、国民の皆様にお誓い申し上げ、私の質問

を終わります。（拍手）

〔国務大臣岸田文雄君登壇〕

○国務大臣（岸田文雄君）私は、パリ協定にお

ける削減目標の実効性についてお尋ねがあります。

パリ協定は、歴史上初めて全ての国が参加し、

温室効果ガス削減のための行動をとることを約束

した公平かつ実効的な国際枠組みであり、我が国

の長年にわたる主張に沿う画期的な合意です。

本協定においては、全ての国が削減目標を作成、提出、維持するとともに、目標を達成するための国内措置を実施する法的義務が規定され、さらに、その目標の国際社会への公表が義務づけられています。

また、全ての国が削減目標に向けた取り組み状況を報告し、レビューを受ける義務が規定されています。

さうぞ、世界全本の気候大臣を五年一ここで会員として、世界全本の気候大臣を五年一ここで会員として、

する仕組みを通じ、各国の目標も五年ごとに提出、更新され、進展していく」とが想定されています。

このように、各国による削減目標の提出、実施、その報告やレビュー、そして定期的な更新といった仕組みによって、削減目標の達成を含めた本協定の実効性が確保されるものであると考えております。(拍手)

本年五月に閣議決定をした地球温暖化対策計画においては、二〇三〇年度二六%削減という中期目標として定めています。この中期目標は、エネルギー・ミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題等を十分に考慮した裏づけのある対策、施策や技術の積み上げによって策定したものであります。

本計画の進捗状況については、エネルギー・ミックスとの整合性の観点も含め、毎年厳格に点検することといたしております。

また、本計画の目標及び施策については、少なくとも三年ごとに検討を加え、必要に応じて本計画を見直すことといたしており、エネルギー関連の施策も検討の対象に含めるものと考えております。（拍手）

(号外)

号 パリ協定の締結について承認を求めるの件の趣旨説明に対する木下  
〔國務大臣世耕弘成君登壇〕

○議長の報告

○国務大臣(世耕弘成君) 木下智彦議員にお答えをいたします。

再移管に当たり関係自治体の同意を法定化するよう、自治体から要請があつた場合の対応についてお尋ねがありました。

まず、仮定の場合の対応については、お答えをすることを差し控えさせていただきたいと考えております。

その上で、原発の再稼働に当たつての地元との  
関係については、御指摘の、先般の参議院本会議

で答弁させていたいたいたように、各地の事情がさまざまであることから、国が法令等により一方的、一律に決めるることはせず、理解活動を丁寧に

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

九三十六

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いた  
します。

エリザベスの死

出席國務大臣  
外務大臣 岸田文雄君  
經濟產業大臣 世耕弘成君

國土交通大臣 石井 啓一君  
環境大臣 山本 公一君  
國務大臣 鶴保 肇介君

出席副大臣  
外務副大臣 岸 信夫君

○議長の報告	○議長の報告
(議決通知)	一、去る二十五日、本院は、公正取引委員会委員に青木玲子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
	一、去る二十五日、本院は、食品安全委員会委員に山本茂貴君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
	一、去る二十五日、本院は、証券取引等監視委員会委員長に長谷川充弘君を、同委員に浜田康君及び引頭麻実君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
	一、去る二十五日、本院は、電気通信紛争処理委員会委員に中山隆夫君、荒川薰君、小野武美君、平沢郁子君及び山本和彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
	一、去る二十五日、本院は、電波監理審議会委員に櫻田謙悟君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
	一、去る二十五日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に石原進君、中島尚正君及び長谷川三千子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
	一、去る二十五日、本院は、中央更生保護審査会委員に小川清美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
	一、去る二十五日、本院は、公安審査委員会委員長に房村精一君を、同委員に太田順司君、竹中春君及び坂場三男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
	一、去る二十五日、本院は、運輸審議会委員に牧満君及び河野康子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
（報告書受領）	一、去る二十五日、内閣から次の報告書を受領した。 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告 一、去る二十五日、安倍内閣総理大臣から大島議長宛て、次の報告書を受領した。
	内閣総第四九号 平成二十八年十月二十五日
衆議院議長 大島 理森殿	内閣総理大臣 安倍 晋三 平成二十八年十月二十五日 ける当選人について 衆議院福岡県第六区選出議員補欠選挙における当選人について 県第六区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があつたので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

官 報 (号 外)

平成二十八年十月二十八日

議長の報告

—

## 官報(号外)

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会											
一、昨二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。						東日本大震災復興特別委員会					
辞任						補欠					
秋本 真利君 伊藤信太郎君 勝沼 宗明君 門山 宏哲君 菅家 一郎君 鈴木 俊一君						田村 貴昭君 笠井 亮君 和親君 博義君 八木 哲也君 熊田 彰三君					
坂本 哲志君 伊佐 進一君 坂本 哲志君 福田 達夫君 田村 貴昭君 笠井 亮君						濱村 鬼木 津島 淳君 長尾 敬君 宮崎 岳志君 齊藤 和子君 椎木 保君					
別委員											
辞任						補欠					
坂本 哲志君 伊佐 進一君 坂本 哲志君 福田 達夫君 田村 貴昭君 笠井 亮君						濱村 鬼木 津島 淳君 長尾 敬君 宮崎 岳志君 齊藤 和子君 椎木 保君					
別委員						別委員					
辞任						補欠					
秋本 真利君 伊藤信太郎君 勝沼 宗明君 門山 宏哲君 菅家 一郎君 鈴木 俊一君						宗清 皇一君 岩田 和親君 笠川 博義君 八木 哲也君 熊田 彰三君 本村賢太郎君					
坂本 哲志君 伊佐 進一君 坂本 哲志君 福田 達夫君 田村 貴昭君 笠井 亮君						鬼木 鬼木 津島 淳君 長尾 敬君 宮崎 岳志君 齊藤 和子君 椎木 保君					
別委員											
辞任						補欠					
坂本 哲志君 伊佐 進一君 坂本 哲志君 福田 達夫君 田村 貴昭君 笠井 亮君						鬼木 鬼木 津島 淳君 長尾 敬君 宮崎 岳志君 齊藤 和子君 椎木 保君					
別委員						別委員					
辞任						補欠					
坂本 哲志君 伊佐 進一君 坂本 哲志君 福田 達夫君 田村 貴昭君 笠井 亮君						鬼木 鬼木 津島 淳君 長尾 敬君 宮崎 岳志君 齊藤 和子君 椎木 保君					
別委員											
環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					
別委員						別委員					

この合意を受けて、モディ首相が来月中旬にも来日し、インドへの原発輸出を可能とする原子力協定に署名する見通しがあると報じられています。

インドは核兵器不拡散条約(NPT)、包括的核実験禁止条約(CTBT)を批准しておらず、過去に二度の核実験を実施し、核兵器の保有国でもあります。両条約の未加盟国であるインドと原子力協定を締結することに対し、国際社会の中で我が国が核軍縮・核不拡散の取組を求めてきたことと矛盾するのではないかと疑問の声が上がっています。

以上のことを踏まえて、以下質問いたします。

一 安倍総理は本年一月六日の本会議で岡田議員の代表質問に対し「仮にインドが核実験を行った場合には、日本からの協力を停止します。」と答弁していますが、協定に明文化しますか。

二 外務省はNGOとの交渉で、インドが再び核実験を実施した場合に、日本が協力を停止することを協定に明文化すると約束したと聞いていますが、事実ですか。

また、トルコやUAEとの原子力協定では、協力の停止・終了となる協定違反として「核爆発装置を爆発させる場合」を規定しているが、インドとの協定締結に際しても同様の規定を設けることとするのですか。

三 日本に先立ち既に協定を締結している米国は、使用済み核燃料の再処理を認めましたが、我が国も協定締結に際して、本協定の下での使用済み核燃料の再処理を認め、技術協力等を行うこととするのですか。

四 使用済み核燃料の再処理を認めた場合、印度はNPT未加盟国なので、再処理で回収されたプルトニウムを軍事転用することを防ぐ担保がなく、我が国が進めてきた核軍縮・核不拡散

の取組に反するのではないかと懸念しますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆賀一九二第六三号  
平成二十八年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員初鹿明博君提出日印原子力協定と核軍縮・核不拡散の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出日印原子力協定と核軍縮・核不拡散の関係に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

インドとの原子力協定については、技術的な詳細が完成した後に署名されることが確認されている段階であり、現時点での文言に関する事項についてお答えすることは差し控えたい。

平成二十八年十月十四日提出  
質問 第六四号

太陽光発電施設の設置の在り方にに関する質問主意書

提出者 田島 一成

太陽光発電施設の設置の在り方にに関する質問主意書

三 地域と共生するための関係法令の整備の必要性

第二百九回通常国会において再エネ特措法が改正され、新たに土地利用や安全性に関する関係法令の遵守が事業認定の要件として求められることとされた。また関係法令に違反し、関係省庁や地方公共団体より指導・命令等がなされた事案については、再エネ特措法においても改

可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以降、その導入量は増加している。

一方、再生可能エネルギーの導入が進む中で、大規模な森林伐採を行つて太陽光発電施設が設置される事案もあり、土砂災害などの自然災害の発生による市民生活への影響や、動植物の生息地の破壊等による生態系への影響、また景観への影響等が懸念されている。太陽光発電施設については、直接的な設置規制を行える法規制がないことから、実際に各地で地域社会と太陽光発電事業者とのトラブルが発生している。

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは、環境等との調和を図りつつ推進されるべきものであると考えることから、太陽光発電施設の設置規制の在り方について質問する。

(太陽光発電施設設置に関するトラブルの把握状況)

一 政府は、再エネ特措法施行後に、森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置により発生した地域住民と太陽光発電事業者との間のトラブルの状況を把握しているか。

(地方公共団体の対処状況)

二 太陽光発電施設の設置に関する地域住民とのトラブルを防ぐため、条例や要綱により立地規制を行つている地方公共団体もある。政府は、太陽光発電施設の設置に関し、地方公共団体が実施している条例等による立地規制の状況を把握しているか。

三 地域と共生するための関係法令の整備の必要性

1 パブリックコメントにおいて策定する考え方を示したガイドラインの検討状況及び策定時期の見通しを伺いたい。

2 太陽光発電施設の立地規制を行う条例を設け対処している地方公共団体がある一方、法律の規制を越える条例を制定する場合には裁判で負けるリスクが懸念されることから条例の制定を躊躇する地方公共団体もある。

このような状況を踏まえ、ガイドライン策定により地方公共団体が太陽光発電施設の立地規制を行う条例を策定しやすくなるのか、

善命令を行い、認定の取消を行うことが出来ることになった。

改正再エネ特措法の平成二十九年四月一日の施行に向け、その運用の詳細を定めるため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(以下『施行規則』という。)の改正も行われている。

施行規則の改正に当たり実施されたパブリックコメントにおいて、地域との共生に関する意見が示されたが、これに対し政府は「周囲の環境影響を評価し住民等に意見を求める」となり立地に当たつて配慮すべきことに関する

は、一義的には、環境影響評価法や各種立地規制法に基づいて対応されるべきものであると見えます。その上で、認定事業者が長期安定的に再生可能エネルギー発電事業を実施することは重要であり、そのため、周辺住民の理解を得つつ事業を行うことは重要なことと考えています。このため、事業を行う上で義務ではなく配慮されるべきことも含めて、今後、ガイドラインを策定する予定であり、地域との共生の観点についても言及することを検討する」という考えを示している。

(ガイドラインの効果)

1 パブリックコメントにおいて策定する考え方を示したガイドラインの検討状況及び策定時期の見通しを伺いたい。

2 太陽光発電施設の立地規制を行う条例を設け対処している地方公共団体がある一方、法律の規制を越える条例を制定する場合には裁判で負けるリスクが懸念されることから条例の制定を躊躇する地方公共団体もある。

このような状況を踏まえ、ガイドライン策定により地方公共団体が太陽光発電施設の立地規制を行う条例を策定しやすくなるのか、

地域との共生を進める観点からガイドラインに期待される効果について示されたい。  
(林地開発について早期に法整備を行う必要性)

3 関係法令の遵守を事業認定の要件として求めた再エネ特措法の改正に一定程度の効果はあると考えるが、太陽光発電施設の設置予定期が、そもそも関係法令の対象外である場合や関係法令が強制力を伴わない場合には、改正法の効果は不明である。

たとえば、太陽光発電施設設置に係る関係法令の一つとして森林法が挙げられるが、同法では、「保安林」と都道府県知事が立てた「地域森林計画」の対象民有林の開発行為に対して、都道府県知事への届出または許可取得のための許可申請書の提出を求めていた。一方、地域森林計画の対象外となる土地については、森林法による規制の対象外となり、また、地域森林計画対象民有林であっても一ヘクタール未満は伐採届の提出のみとなるため、伐採を規制する強制力がない。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒

区域において太陽光発電施設の設置が計画さ

れた場合、地域住民が土砂災害の発生を懸念

しても、当該区域については開発行為の許可

や建築物の構造規制などの規制がかからない

ことから、地方公共団体は土砂災害防止法に基づく開発の制限や事業者への安全対策の要請を行うことができない。

このような状況の中で、全国知事会は、平成二十九年度の国の施策並びに予算に関する提案・要望として「大規模太陽光発電所建設による景観の悪化等の課題に対し、個々に判断が出来るよう林地開発における基準や関係

法令を整備すること。」を、また、全国市長会は「太陽光発電など再生可能エネルギー発電施設整備に当たっては、地域における環境保全の観点から、所在市町村との協議や関係法令の整備を含め、必要な対策を講じること。」

地方公共団体が、太陽光発電施設の設置に對し適切に対応できる仕組みを構築するため、ガイドラインによる対処のみならず、地域住民への事前説明や合意形成など地域社会との共生が図られるような手続、安全対策の義務付け及び開発制限等を行うことを可能とする森林法や土砂災害防止法等の関係法令の整備を早急に行っていく必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。

(環境影響評価法における対象事業への追加の必要性)

4 生態系への影響の可能性を考慮せず、希少野生動植物が生息、生育する土地に、森林の伐採や土地の改変を伴つて太陽光発電施設の設置を計画しトラブルとなつた例もあるが、環境影響評価法では、大規模な太陽光発電事業であっても法の対象事業とはなつていない。太陽光発電事業の実施に当たり、環境との調和を確保していくためには、同法に基づき適切に環境影響評価を行つていくことが必要と考える。現在、太陽光発電事業が同法の対象とされていない理由及び今後同法の対象事業へ追加する考えはあるか伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第六四号  
平成二十八年十月二十五日  
衆議院議長 大島 理森殿

内閣衆質一九二第六四号

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員田島一成君提出太陽光発電施設の設置の在り方に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

#### 〔別紙〕

衆議院議員田島一成君提出太陽光発電施設の設置の在り方に関する質問に対する答弁

#### 書

#### について

森林伐採を伴う太陽光発電設備の設置により発生した地域住民と太陽光発電事業者間のトラブルの状況については、地方公共団体からの相談等があつた事例について把握している。

太陽光発電設備の設置に關し、地方公共団体が実施している条例等による立地規制の状況については、現在、全国の地方公共団体に対してアンケート調査を行つているところである。

三の1について  
経済産業省では、現在、太陽光発電事業者が事業計画において遵守すべき事項や配慮することが望ましい事項を記載した「事業計画策定ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)を作成しているところであり、今年度内に公表する予定である。

三の2及び3について  
ガイドラインにおいては、関係法令による規制の対象外となる場合であつても、配慮することが望ましいと考えられる事項について記載す

平成二十八年十月十四日提出  
質問 第六五号

農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

られるよう促してまいりたい。

このほか、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)等による規制の対象外となる開発行為等については、その実態、条例等による規制の状況等を踏まえつつ適切に対処してまいりたい。

三の4について  
太陽光発電については、一般に、供用時における大気汚染物質の排出や騒音の発生が考えにくいため、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の対象である規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのあるものとして定めておらず、現時点で同法の対象に加える考えはない。

なお、環境省においては、平成二十八年四月に「太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集」を取りまとめ、地域における太陽光発電に係る環境配慮の取組を促進しているところである。

三の1について  
経済産業省では、現在、太陽光発電事業者が事業計画において遵守すべき事項や配慮することが望ましい事項を記載した「事業計画策定ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)を作成しているところであり、今年度内に公表する予定である。

三の2及び3について  
ガイドラインにおいては、関係法令による規制の対象外となる場合であつても、配慮することが望ましいと考えられる事項について記載す

十の1について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の2について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の3について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の4について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の5について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の6について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の7について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の8について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の9について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の10について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の11について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の12について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の13について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の14について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の15について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の16について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の17について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の18について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の19について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の20について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の21について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の22について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の23について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の24について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の25について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の26について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の27について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の28について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の29について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の30について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の31について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の32について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の33について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の34について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の35について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の36について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の37について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の38について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の39について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の40について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の41について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の42について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の43について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の44について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の45について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の46について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の47について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の48について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の49について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の50について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の51について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の52について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の53について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の54について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の55について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の56について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の57について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の58について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の59について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の60について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の61について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の62について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の63について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の64について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の65について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の66について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の67について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の68について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の69について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の70について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の71について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の72について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の73について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の74について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の75について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の76について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の77について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の78について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の79について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の80について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の81について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の82について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の83について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の84について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の85について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の86について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の87について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の88について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の89について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の90について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の91について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の92について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の93について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の94について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の95について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の96について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の97について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の98について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の99について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の100について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の101について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の102について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の103について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の104について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の105について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の106について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の107について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の108について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の109について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の110について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の111について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の112について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の113について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の114について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の115について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の116について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の117について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の118について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の119について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の120について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の121について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の122について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の123について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の124について  
農林水産省の情報公開に関する質問主意書  
提出者 緒方林太郎

十の125について  
農林水産省の情報公開に関する質

た、民進党によるヒアリングに際して、農林水産省からは「メモは、行政文書としては不存在である。」との回答があつた。このような理解で差支えないか。

三 また、民進党ヒアリングに際して、農林水産省は「ヒアリングの結果を書きとめたメモを集計した行政文書」の存在を明らかにしている。私の質問に対して、山本農林水産大臣も「これ

を提出する向きは私は適切ではないと思いますが、さらにこれを集計するために必要性に応じて表を作成した等のもしこの書類が残つておれば、それは検討してみたいというように思つております。」と答弁して、メモを集計するため

に表を作成したことを示唆している。その文書の情報すべてが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律における不開示事由に該当する根拠を説明ありたい。

四 「輸入米に関する調査結果について」の作成に関連して、農林水産省が作成した行政文書の件名をすべて列挙ありたい。

右質問する。

## 官 報 (号外)

内閣衆質一九二第六五号  
平成二十八年十月二十五日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員緒方林太郎君提出SBS米に関する質問に対する答弁書  
〔別紙〕  
内閣衆質一九二第六五号  
平成二十八年十月二十五日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員緒方林太郎君提出農林水産省の情報公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。  
〔別紙〕  
内閣衆質一九二第六五号  
平成二十八年十月二十五日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員緒方林太郎君提出農林水産省の情報公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。  
〔別紙〕

がら、順次、その回答を踏まえて質問の仕方を工夫しつつ進めたため、ヒアリングに際して、

「工夫金」、「販売協力費」、「調整金」等の「等」に何が含まれるか。また、それぞれ、どの程度の業者から回答があつたか。

### 二について

ヒアリングに際して、農林水産省の職員が備忘録として書き留めたメモは、個人として利用しているものであり、同省の職員が組織的に用いるものとして、同省が保有しているものではないことから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二条第二項に規定する行政文書に該当しないものであると考えている。

### 三について

御指摘の「その文書の情報すべて」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

### 四について

御指摘の「輸入米に関する調査結果について」の作成に関連して、農林水産省が作成した行政文書の具体的な意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

(ア) 「SBS米の国内市場における価格水準」とは何を指しているか。それは「販売促進費」、「販売奨励金」、「販売協力費」、「調整金」等の効果を折り込んだ価格水準か。(イ) 「SBS米の国内市場における価格水準」は、国産米の需給及び価格に影響を与えていないと考へているか。(ウ) 「民間事業者間の金銭のやりとりがある程度あることが確認された」とあるが、「ある程度」とはどの程度か。

(エ) 「個々のSBS取引に係る二者契約に連して、輸入業者及び買受業者との間で金銭のやりとりを行つてはならない」について(a) 個々のSBS取引に係るものでなければ、金銭のやり取りは差支えないと理解か。(b) 輸入業者及び買受業者との間で金銭のやり取りがなければ、問題ないと理解か。(c) 三者契約と無関係の、民間業者間の取引についてまで同契約で拘束する事は法令上問題を惹起しないか。

今月、農林水産省が発表した輸入米に関する調査結果についてに關し、次の通り質問する。

(ア) 「現在」、「過去」とは、どのような時期を指すのか。(イ) 「現在もある」と答えた買受業者、輸入業者のSBS米輸入における、過去五年のシェアを提示ありたい。

(ウ) 同項目における「販売促進費」、「販売奨励金」、「販売協力費」、「調整金」等の「等」に

内閣衆質一九二第六六号  
平成二十八年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員緒方林太郎君提出SBS米に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出SBS米に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一九二第六六号  
平成二十八年十月二十五日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員緒方林太郎君提出農林水産省の情報公開に関する質問に対する答弁書

調査によつて、「現在もある」旨の回答をした買受業者及び輸入業者が、具体的にいずれのSBS契約(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号))第三十一条に規定する方式による外国産米の買入れ及び売渡しに係る契約をいう。以下同じ。)において民間事業者間での金銭のやり取りを行つたかが確認できない中で、御指摘の「買受業者、輸入業者のSBS米輸入における、過去五年のシェア」をお示しすることは、当該買受業者及び当該輸入業者があつたかも過去五年間に行つた全てのSBS契約において民間事業者間での金銭のやり取りを行つたかのような必ずしも正確ではない認識を与えるおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

一の(ウ)について  
お尋ねの「等」には、例えば、特定の名称は付されていない、名称を正確に記憶していない等の回答があつたものが含まれる。このため、御指摘の「それぞれ、どの程度の業者から回答があつたか」については、明確に区分できるものではないことから、お答えすることは困難である。

二について  
お尋ねの「様々な」経費には、例えば、保管経費が含まれる。

三について  
米の価格水準は、基本的には、品質、需給等を勘案して決まるものであり、御指摘の「長年の付合いの顧客対応や取扱数量を増やす販売促進のため」や「SBS米の落札を確実にするため」といった目的での金銭のやり取りによって、御指摘の「SBS米の国内流通価格を下げる効果がある」ことを示す事実は確認できないかったところである。

四の(ア)及び(イ)について  
お尋ねの「SBS米の国内市場における価格水準」とは、御指摘の「販売促進費」、「販売奨励金」、「販売協力費」、「調整金」等の有無にかかわらず、SBS米(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十一条に規定する方式により輸入された外国産米をいう。以下同じ)が国内市場で販売される際の価格水準のことである。

調査の結果、民間事業者間の金銭のやり取りは、ある程度あつたものの、それによってSBS米の国内市場における価格水準が、国産米の需給及び価格に影響を与えていたことを示す事実は確認できなかつたところである。

四の(ウ)について  
調査においては、金銭のやり取りの有無につ

いて、ヒアリング対象の買受業者百十三者のうち、十一者が「現在もある」、三十ー者が「過去があつたが現在はない」旨を回答し、また、ヒアリング対象の輸入業者二十六者のうち、十者が「現在もある」、九者が「過去があつたが現在はない」旨を回答したところである。

四の(エ)について  
調査の結果を踏まえた契約内容の改善については、その具体的な方法を現在検討中であることから、お尋ねについて、現時点において、お答えすることは困難である。

平成二十八年十月十四日提出

質問 第六七号

NHKの受信料徴収にかかる費用に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

米の価格水準は、基本的には、品質、需給等を勘案して決まるものであり、御指摘の「長年の付合いの顧客対応や取扱数量を増やす販売促進のため」や「SBS米の落札を確実にするため」といった目的での金銭のやり取りによって、御指摘の「SBS米の国内流通価格を下げる効果がある」ことを示す事実は確認できないかったところである。

お尋ねの「SBS米の国内市場における価格水準」とは、御指摘の「販売促進費」、「販売奨励金」、「販売協力費」、「調整金」等の有無にかかわらず、SBS米(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十一条に規定する方式により輸入された外国産米をいう。以下同じ)が国内市場で販売される際の価格水準のことである。

調査の結果、民間事業者間の金銭のやり取りは、ある程度あつたものの、それによってSBS米の国内市場における価格水準が、国産米の需給及び価格に影響を与えていたことを示す事実は確認できなかつたところである。

四の(ウ)について  
調査においては、金銭のやり取りの有無につ

いて、ヒアリング対象の買受業者百十三者のうち、十一者が「現在もある」、三十ー者が「過去があつたが現在はない」旨を回答し、また、ヒアリング対象の輸入業者二十六者のうち、十者が「現在もある」、九者が「過去があつたが現在はない」旨を回答したところである。

能付き携帯電話だけを持つて世帯の受信料を、事実上免除するよう求める方針」とだと報道されている。

NHKの受信料の問題は、多くの国民の生活に密接にかかわる問題でありながら、放送法そのものが時代遅れとの指摘もあり、今後、国会におけるより一層の議論が求められると考え、以下の質問をする。

一、ワンセグ付き携帯電話をめぐる、NHKと総務省の見解について  
八月のさいたま地裁の判決を受け、前文に記載したとおり、NHKは東京高裁に控訴し、ワンセグ付き携帯電話の所有者からも受信料を継続して徴収する方針である。総務省は、さいたま地裁の判決を受け、ワンセグ付き携帯電話のNHK受信料について徴収するべきか否か、どのような見解か。

二、平成二十七年三月一日の衆議院予算委員会で、わたくし井坂信彦は、NHKの受信料制度について「税あるいは強制徴収、そういう考え方方も今後あるんだろうと思う」、「仮に全員が払う税という形になりましたら、眞面目に払つた人は、受信料は今より二十五%安くなります」と述べている。

さらに、平成二十七年十月三日の読売新聞によると、自民党の「放送法の改正に関する小委員会は、受信料支払い義務化を検討するよう求めた提言をまとめている。また同記事では、総務省が義務化を検討した際にはNHKの抵抗で見送りとなつた経緯があると報道されている。

(一) 訴訟や提訴による受信料契約数の増加の試みは、総務省の指導によるものなのか。

(二) 訴訟や提訴によって受信料契約数の獲得をベースで増加している(九月末現在で、三六七〇件、平成十八年以降の合計)、未契約者に対する提訴も年間三十〜五十世帯のベースで増加しており(九月末現在で二〇三件)、尋常な訴訟費用ではないかと思われる。

(三) 放送受信料にかかる民事手続きの状況と受信料徴収にかかる費用について

增加させる方法について、政府として適切な方法であるとの認識なのか、見解は如何に。

四、二〇一五年十月三日付け読売新聞によると、「総務省や自民党は、NHKが受信料徴収にかけている年間七百二十三億円の費用を問題視する」と述べている。

NHKの受信料契約合計数は、平成十六年八月末の三千八百二十八万四千七百九十二件を

ピークに減少をはじめた。その対策としてかべると著しく高い」という。

NHKの受信料契約合計数は、平成十六年八

月末の三千八百二十八万四千七百九十二件を一千七百四十一件から、平成二十一年四月末に

平成十八年十一月に訴訟など法的手段に訴えることを始めると、同月末の三千七百五十五万六千三百四十一件から、平成二十一年四月末に

は、三千八百三十二万七千百十六件と過去最高件数を記録し、その後、現在に至るまで過去最

高を記録している。

一方、総務省は、九月七日付け日本経済新聞に

よると、「総務省はNHKに対しても、ワンセグ機

一日付け朝日新聞)。さらにNHKは、受信料収入についても、六六二五億円と二年連続で過去最高となつたことを発表している(二〇一六年五月十一日)。

NHKの受信料の問題は、多くの国民の生活に密接にかかわる問題でありながら、放送法そのものが時代遅れとの指摘もあり、今後、国会におけるより一層の議論が求められると考え、以下の質問をする。

一方で、近年の傾向として、NHKの受信料支払いをめぐる訴訟に関する新聞記事が目立つ。ここ三年間だけでも、支払督促申し立て総件数が年に約千件増加し(九月末現在で八五

〇件、平成十八年以降の合計)、異議申し立てにより訴訟に至った件数は、年間四〜五百件のペースで増加している(九月末現在で、三六七〇件、平成十八年以降の合計)、未契約者に対する提訴も年間三十〜五十世帯のベースで増加しており(九月末現在で二〇三件)、尋常な訴訟

費用ではないかと思われる。

(二) 訴訟や提訴による受信料契約数の増加の試みは、総務省の指導によるものなのか。

(三) 放送受信料にかかる民事手続きの状況と受信料徴収にかかる費用について

增加させる方法について、政府として適切な方法であるとの認識なのか、見解は如何に。

四、二〇一五年十月三日付け読売新聞によると、「総務省や自民党は、NHKが受信料徴収にかけている年間七百二十三億円の費用を問題視する」と述べている。

NHKの受信料契約合計数は、平成十六年八

月末の三千八百二十八万四千七百九十二件を

ピークに減少をはじめた。その対策としてかべると著しく高い」という。

NHKの受信料契約合計数は、平成十六年八

月末の三千八百二十八万四千七百九十二件を

一千七百四十一件から、平成二十一年四月末に

平成十八年十一月に訴訟など法的手段に訴える

ことを始めると、同月末の三千七百五十五万六

千三百四十一件から、平成二十一年四月末に

は、三千八百三十二万七千百十六件と過去最高

件数を記録し、その後、現在に至るまで過去最

高を記録している。

一方、総務省は、九月七日付け日本経済新聞に

よると、「総務省はNHKに対しても、ワンセグ機

を初めてから最高となつた(二〇一六年五月十

(一) NHKの受信料徴収に年間いくらの費用をかけているのか、平成十五年以降、直近の実績まで、年ごとの費用について開示を求めます。

(二) 平成十八年十一月から始めた放送受信料にかかる民事手続きについて、NHKは毎月、「放送受信料にかかる民事手続きの状況について」を公表しているが、この放送受信料にかかる民事手続きについて、年間どのくらいの費用がかかりっているのか。このやり方を始めた、平成十八年十一月から現在まで、年ごとの費用について開示を求める。

(三) (一)(二)を踏まえ、NHKの受信料徴収にかかる費用について、費用対効果や他国との比較等において、政府としてどのような見解を持っているか。あまりにも高く、費用対効果が悪いと考えるが如何に。

右質問する。

内閣衆質一九二第六七号  
平成二十八年十月二十五日  
内閣総理大臣 安倍晋三  
衆議院議長 大島理森殿  
衆議院議員井坂信彦君提出NHKの受信料徴収にかかる費用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員井坂信彦君提出NHKの受信料徴収にかかる費用に関する質問に対する答弁書

一について  
お尋ねの点については、現在、係争中の訴訟において争点となつており、お答えすることは差し控えたい。  
二について  
受信料を含む日本放送協会(以下「協会」とい

う。)を取り巻く課題については、平成二十七年十一月から総務省が開催している「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討しているところである。同検討会が本年九月九日に公表した「第一次取りまとめ」では、協会の受信料について、「公平負担の徹底を図りつつ、業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者へ適切に還元し、・・・受信料を国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要がある」、「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」等とされたところである。同検討会では、今後、更に議論を深めることとしており、総務省としては、同検討会での議論を踏まえ、必要な検討を進めてしまひたいと考えている。

三について  
総務省としては、これまで、協会の收支予算・事業計画及び資金計画並びに業務報告書に付する総務大臣意見において、民事手続による支払督促等の取組を進めることなどにより受信料の公平負担の確保に向けた取組を徹底する必要がある等の指摘を行ってきたところである。協会においては、こうした指摘も踏まえ、国民全体会によって支えられる受信料制度の性格に鑑み、受信料未払者に対する支払督促や、放送受信契約の未契約者に対する民事訴訟の提起を自主的に実施しているものと考えている。

四の(一)について  
お尋ねの費用については、協会によれば、平成十八年度においては約百万円(税込み)、平成十九年度においては約八百万円(税込み)、平成二十一年度においては約四百万円(税込み)、平成二十二年度においては約八百万円(税込み)、平成二十三年度においては約千九百万円(税込み)、平成二十四年度においては約九千万円(税込み)、平成二十五年度においては約一億七千七百円(税込み)、平成二十六年度においては約七千九百万円(税込み)、平成二十七年度においては約七千二百万円(税込み)のことである。

四の(二)について  
公共放送に係る受信料又は負担金について、協会の「平成二十七年度決算概要」によれば、平成二十七年度における協会の受信料収入に対する營業経費の割合が十一・〇パーセントであるのに対し、他国における同様の数値は、政府が把握している限りにおいては、英國が約三・一パーセント、フランスが一・〇パーセント、ドイツが約二・一パーセント、韓国が約十・五パーセントと承知している。各国において様々

込み、平成十六年度においては八百四億円(税込み)、平成十七年度においては八百十九億円(税込み)、平成十八年度においては八百十六億円(税込み)、平成十九年度においては七百八十九億円(税込み)、平成二十年度においては七百五十七億円(税込み)、平成二十一年度においては七百六十九億円(税込み)、平成二十二年度においては七百八十八億円(税込み)、平成二十三年度においては七百八十五億円(税込み)、平成二十四年度においては七百一十九億円(税抜き)、平成二十五年度においては七百二十四億円(税抜き)、平成二十六年度においては七百二十三億円(税抜き)、平成二十七年度においては七百三十四億円(税抜き)である。

平成二十八年十月十七日提出  
質問 第六八号

米国海兵隊のハリアー戦闘攻撃機墜落事故の原因究明と飛行再開に対する日米両政府の対応等に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

米国海兵隊のハリアー戦闘攻撃機墜落事故の原因究明と飛行再開に対する日米両政府の対応等に関する質問主意書

お尋ねの費用については、協会によれば、平成十八年度においては約一百万円(税込み)、平成十九年度においては約八百万円(税込み)、平成二十一年度においては約四百万円(税込み)、平成二十二年度においては約八百万円(税込み)、平成二十三年度においては約千九百万円(税込み)、平成二十四年度においては約九千万円(税込み)、平成二十五年度においては約一億七千七百円(税込み)、平成二十六年度においては約七千九百万円(税込み)、平成二十七年度においては約七千二百万円(税込み)のことである。

去る九月二十二日、沖縄県国頭村辺戸岬沖約五百三キロメートルの米軍訓練水域「ホテル・ホテル」で、米国海兵隊のハリアー戦闘攻撃機が墜落した。幸い操縦士は三千分後に救助され、操業中の漁船や航行中の船舶、航空機への被害もこれまでのところ報告されておらず、大事には至らなかつたとのことである。しかし、一步間違えば県民の生命や財産を損なう重大な事故に繋がりかねないことがから、県民はきわめて深刻に受け止めているが、そもそもかわらず日米両政府は、あたかも何事もなかったかのような対応やお座なりの説明に終始し、県民の不安や憤りを全く理解しようとはしないことから、県民は日米両政府に対して不信感を募らせていている。

また、沖縄側が強く求めた事故原因の究明や十分な説明もないままに墜落から僅か十五日後に一方的に事故機と同型機の飛行を再開したことから、さらに県民の不安と憤りを強める結果となつてゐる。

そこでお尋ねする。

一 今回のハリアー戦闘攻撃機の墜落の件に関するて、沖縄県内の地元紙によれば、在沖米海兵隊が九月二十二日に出した広報文では操縦士脱出を前面に出して「墜落」の文言は使わず、県民に不安を与えたことへの謝罪や説明には言及しなかつたとのことである。また、在日米軍のチャーレズ・ショローイ副司令官が九月二十四日に稻田朋美防衛大臣と面談した際に、稻田大臣が「事故は国民に大きな不安を与えた」と指摘したのにもかかわらず、チャーレズ副司令官は「操縦士を無事救助できた」とことや「健康状態が良く、既に退院しただけの説明に終始し、県民の不安の払拭や謝罪に全く触れようとしなかつたとのことである。これらやり取りから窺えることは、墜落事故に対する米軍関係者と県民との間の認識の差が極めて大きく、また米軍関係者が県民感情を全く理解していないことである。おそらく米軍関係者は、県民がチャーレズ副司令官の言動や海兵隊の広報誌から、米軍兵士の安全さえ確保できれば県民の安心・安全は「どうでも良い」と感じ取っていることすら理解できないのだろう」ということである。さらに、政府が米軍関係者に対して一定程度の注意喚起はするものの、それ以上の言及や追及を行わなかつたことは、政府が米側に対して及び腰であることと、「自国民のために敢えて火中の栗を拾う」ことは毛頭行う気がないことを明らかにしている。このような日米両政府の対応に對して、沖縄県民は、県民の生命・財産を損なう重大な墜落事故に対する日米両政府の対応や説明が不十分であると感じ憤りを感じているが、政府の認識と見解を答えるれたい。

二 質問一に關連して、本職は、稻田防衛大臣がチャーレズ副司令官に対しても「県民の不安の払拭や謝罪の言葉」を求めるようとしたが、

のか、非常に疑問を感じている。日米両国が真の対等なパートナーであれば、耳の痛い話であつてもきちんと県民感情を斟酌して注意を促したり、率直に現状を話し合つたりすることこそが同盟国であると思うし、互いに胸襟を開いて率直に話し合う姿勢こそが同盟の深化に貢献すると本職は考えるが、政府の見解を答えられない。

三 沖縄県内での米軍機墜落は沖縄県の復帰後何件か、その内訳として在日米軍の四軍別・機種別の内訳はどのような状況か、墜落事故の原因は何か、事故原因が究明・公表されない前に飛行や訓練を再開した件数は何件かについて政府の承知するところを明らかにした上で、米軍機の墜落が後を絶たず、県民の生命や財産を脅かし、県民を不安に陥れているという状況が沖縄県内では戦後から続いていることについて政府の見解を答えられたい。

四 日米両政府は墜落事故が起こる度に異口同音に「原因の究明」と「再発防止」を唱える。最早沖縄県民は日米両政府のこのような「お為にかし」を信用するものではないが、それでは「原因の究明が行われ、再発防止に繋がった事例」について政府の承知するところを明らかにした上で、なぜ米軍機の墜落事故が後を絶たないのかといふ。

五 墜落事故を起こしたハリアー戦闘攻撃機とともに機種が事故後の十五日後に当たる十月七日に飛行・訓練を再開した。沖縄県を始め地元が求められる原因究明がなされないままの再開であるが、説明が不十分であると感じ憤りを感じているが、政府の認識と見解を答えるれたい。

六 質問五に關連して、ローレンス四軍調整官は「ハリアーの運用は世界中で継続している」と言うが、それではハリアーの墜落事故について政府の承知するところを明らかにした上で、戦闘機に詳しい専門家が「ハリアーの特性上、飛行が不安定になり易く墜落事故に繋がりやすい」と指摘していることや、本職が調査した限りでは近年ハリアーの墜落事故が頻発していることについて政府の見解を答えられたい。

七 質問五及び六に關連して、政府は当初「安全性が確認されるまで飛行を停止することは当然だ」としていたが、米軍や米国政府が飛行再開を決定すると、稻田防衛大臣が問答を入れずに「安全性を確認した上で飛行を再開するのは当たり前だ」とし、さらに「米側から安全確認のために実施した全ての措置を列挙したりリストの提供を受け、防衛省で評価した結果、一定の妥当性を確認した」と述べて容認の姿勢に軽じた。政府のこのような方針転換とその姿勢は「米国追従」としか言いようがないが、それでは県民・国民の生命と財産の安心と安全を図るべき

不良等の原因は特定できなかつたことや、「ハリアーの運用は沖縄以外の世界中で継続しており、航空機の安全性は実証されている」ことを挙げた。このような日米両政府の説明や対応に對して、沖縄県民は「事故原因が究明されず、どうして安全だと言いたい」とか、「原因がわからなければ、そもそも有効な安全対策はできないはず」との疑問を率直に感じるし、「世界中で飛行が継続されているならば、沖縄だけで墜落したのか、その理由は何か、きちんと説明してもらいたい」とする要求はきわめて当然であると思われるが、県民の抱くこれらの疑問や要求について政府の見解を答えられたい。

八 質問七に關連して、沖縄県内の地元紙は、日米両政府は墜落事故発生の九月二十二日以降、連日情報交換に努めていたことや、防衛省が米側に整備状況などの確認や安全面を沖縄県民に説明するよう求め、最終的に沖縄県への説明前に飛行再開に同意したことを明らかにしている。またこれらのやり取りなどについて、ローレンス四軍調整官が「再開までに日本政府と様々な話し合いを持った」とことを認めたことも明らかにしている。さらに稻田防衛大臣も質問七で明らかにしたように十月七日の記者会見でそのことを明らかにしている。しかし、十月六日に沖縄県を訪れた外務省の川田司沖縄担当特命全権大使と中嶋浩一郎沖縄防衛局長は「米の事前情報を否定し、あくまでも飛行再開は「沖縄県と同じ日に聞いた」としている。当事者がそれが頑なに否定し続けることに対する県民はようり一層不信感を募らせていく。よって、ローレンス四軍調整官及び稻田防衛大臣が言うように「日米両政府・関係者が緊密に連絡を取り合ひ、「政府は沖縄県への説明前に飛行再開に同意した」のかということについて政府の承知するところを明らかにした上で、なぜ政府関係者がひたすら事實を隠そうとしているかについて政府の見解を答えられたい。

九 沖縄県内の地元紙によれば、ローレンス四軍調整官が十月五日に行つた会見に対し、川田大使は「透明性を確保し、説明責任を果たした」との努力の表れだとし、中嶋浩一郎沖縄防衛局長も「会見は今までにないことだ」としていざれも

## (号外)

評価する姿勢を示したことである。しかしそれは、墜落事故により甚大な被害を受ける沖縄県民にとっては、これまで会见すら行わなかつたことが極めて異常であり、米軍の「県民への驕りや蔑視」以外の何物でもないとしか感じられない。さらに会见自体も「一方的な説明に終始し、事故原因を追究されると現在も調査中だ」として言及を避けたなど極めて不透明なが残る内容であった。これらのことを考えるとともに政府が言うように「評価できる」ものではないと本職は考えるが、政府の認識と見解を答えられたい。

十 沖縄県民が日米両政府に求めていることは、「墜落の原因が究明されるまでの間、飛行や訓練を停止してもらいたい」とのささやかで、しかし切実な願いである。また、沖縄県の漁業者が求めていることも「好漁場を返してもらいたい」ということや、米軍の一方的な都合でもつて「本来自由であるべき操業を制限しないでもらいたい」との願いに過ぎない。沖縄県民及び漁業者のこのような最低限度の要望や思いに対して政府はどうのに対応する考え方、見解を答えられたい。

十一 沖縄への過重な基地負担を表す表現として国内外で普遍的に認識されていることは「国土面積の僅か〇・六%の面積しか有していない狭隘な島に在日米軍専用施設の約七十四%が集中している」とことである。しかし、その他にも過重な基地負担としか言いようがない状況が沖縄県内にある。例えば、那覇空港に近接する嘉手納飛行場の「嘉手納ラブコン管制空域」として嘉手納を中心半径五十海里、高度二万フィートと、久米島を中心に半径三十海里、高度五千フィートという二つの空域が広大な範囲で設置されているため、那覇空港を離発着する民間航空機はこの「嘉手納ラブコン管制空域」を避け、低空での離発着や沖縄本島南側から大回りでの

侵入を余儀なくされている。また、沖縄本島周辺では、沖縄本島を取り巻くように米軍訓練水域として二十八水域、約五万五千㎢設定されており、そこでは周年、水陸両用艇の上陸訓練や、艦船及び航空機の射爆撃訓練が行われてい

るため漁船の操業や一般船舶の航行等が厳しく制限されている。さらには、米軍訓練空域として二十区域、九万五千㎢設定されており、そこでも周年、航空機の射爆撃訓練や空対空の射撃訓練等が行われているため、民間航空機や漁船、一般船舶の航行等が厳しく制限されてしまう。これら三つの空域や水域を合わせると十八万七千㎢に及び、沖縄本島の面積千二百六㎢の百五十五倍、沖縄県全体の面積二千二百八十㎢の八十二倍に当たる広大な面積が米軍の訓練等のために提供されているのである。このように沖縄県内では陸だけではなく、海でも空でも広大な水域・空域が米軍に独占的に提供され、国内法や環境基準等が全く適用されない中で米軍が自由に使用している。このため、沖縄県民は日常生活や経済活動、産業振興等あらゆる面で弊害を被っているのが実態である。このような過酷な実態について政府の認識と見解を答えられた。

十二 今回の墜落事故も本を正せば、米軍が超法規的に自由に沖縄の陸や海、空を使用しているがための結果であり、そのつけを何の落ち度もない沖縄県民に一方的に押し付けているものである。沖縄県民は今回の墜落事故はいわば起こるべくして起つたものとして受けとめていい。よって、本職はこのような沖縄の現状を憂い改善するためには、在沖米軍を速やかに撤退させ、全ての米軍基地を返還すべきであると考えるが、政府の見解を答えられたい。

右質問する。

## 内閣衆質一九二第六八号

平成二十八年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出米国海兵隊のハリーエー戦闘攻撃機墜落事故の原因究明と飛行再開に対する日米両政府の対応等に関する質問に対する答弁書を送付する。

## 〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出米国海兵隊のハリーエー戦闘攻撃機墜落事故の原因究明と飛行再開に対する日米両政府の対応等に関する質問に対する答弁書

## 一及び二について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）第六条の規定に基づき我が国に駐留する米国軍隊（以下「在日米軍」という）による事故は本来起きてはならず、今回のAV-Hハリーエー（以下「AV-H」という）の墜落事故（以下「本件事故」という）の発生は遺憾である。本件事故の発生を受けて、政府として、米側に対して、様々な機会を通じ、遺憾の意を伝えるとともに、原因の究明及び再発防止の徹底について厳しく申入れを行つたところであり、引き続き、米側に対して更なる情報提供及び万全の安全対策を求めるとともに、情報が得られ次第、関係地方公共団体に対し速やかに連絡を行つてまいりたい。

## CH五三の墜落事故

①コッターラ・ビンがテール・ローター・サボの接続ボルトに正しく装着されていなかったこと ②事故の原因となつた部分の点検について、パイロットの飛行前点検のチェックリストに追加すること等

## T四一の墜落事故

①嘉手納飛行クラブ所属の米空軍の事故機のパイロットが不適切な燃料計画で飛行したこと ②嘉手納飛行場を出発する同クラブの全ての飛行について、燃料補給なしでの飛行を三時間以内又は搭載可能燃料の六十パーセントで行える距離の飛行に制限すること等

## CH六〇の墜落事故

①事故機のパイロットが編隊飛行していた後続機との空中衝突の危険性があると誤認し、過度な急降下を行つたこと ②編隊飛行において方角転換する際の他機への連絡を徹底すること

沖縄の日本復帰以降の沖縄県内における米軍機の墜落事故の件数については、政府として確認できる範囲では、二十九件である。その内訳としては、軍種別に、陸軍が零件、海軍が一件、空軍が七件、海兵隊が二十件及び不明が一件であり、機種別に、CH四六が八件、CH五一が六件、F四が三件、AV八が二件、UH一

が二件、F一五が一件、A四が一件、OV一〇〇が一件、T四一が一件、HH三が一件、HH六〇が一件、SH二が一件及び不明（無人機）が一件である。

お尋ねの「墜落事故の原因」、「事故原因が究明・公表されない前に飛行や訓練を再開した件数」及び「原因の究明が行われ、再発防止に繋がった事例」について網羅的にお答えすることは困難であるが、政府として確認できる範囲では、例えば、平成十六年八月のCH五三の墜落事故（以下「CH五三の墜落事故」という）、平成二十年十月のT四一の墜落事故（以下「T四一の墜落事故」という）及び平成二十五年八月のHH六〇の墜落事故（以下「HH六〇の墜落事故」という）について、それぞれの①原因及び②再発防止策をお示しすると、次のとおりである。

飛行再開は、当該墜落事故の原因を公表した後に行われたが、C H 五三の墜落事故及びH H 六〇の墜落事故の事故機と同型機の飛行再開は、当該墜落事故の原因を公表する前に行われたと承知している。

墜落事故の発生については、一般的に、様々な要因によるものと考えられるので、お尋ねの「なぜ米軍機の墜落事故が後を絶たないのか」という理由について一概にお答えすることは困難であるが、米軍機の墜落事故は遺憾であり、本来起きてはならないものであり、政府としては、引き続き、米側に対し、米軍機の飛行に際しての安全確保を求めていく考えである。

##### 五及び七について

在日米軍は、本件事故を受けて、安全を最大限に確保するため、航空機部隊の隊員及び整備員に対する徹底的な安全確認、航空機の安全・技術等に関する手順の検証、日本国内に駐留する全てのAVHの徹底的な調査等のできる限りの措置を講じた結果、安全に飛行を行う態勢が整つたと判断し、飛行再開したものと承知している。

政府としては、在日米軍が実施した全ての安全確認の措置について、その目的や実施方法を確認するとともに、防衛省・自衛隊における専門的知見を活用しての安全確認を行つた結果、一定の妥当性を確認したものである。

政府としては、米側に対し、引き続き、事故原因の究明と万全の安全対策を求めるとともに、更なる情報が得られ次第、関係地方公共団体に対し速やかに連絡を行つていくこととしている。

六について  
過去のAVHの墜落事故について、政府として必ずしも詳細を承知しているわけではなく、お答えすることは困難である。

##### 八について

政府としては、本件事故発生以来、様々なレベルで米側に対し、より詳細な情報の提供及び安全確認のため実施してきた措置の内容の説明を求めてきた。在日米軍から、AVHの安全性を確認できることから平成二十八年十月五日に

記者会見を行い、その会見において、同月七日以降に飛行再開する旨発表するとの連絡を同月四日に受け、同日、これを沖縄防衛局から沖縄県に伝えたところである。

その後、政府としては、同月六日までに、在日米軍が実施した全ての安全確認の措置について、その目的や実施方法を確認するとともに、防衛省・自衛隊における専門的知見を活用して評価を行つた結果、一定の妥当性を確認したところであり、「政府関係者がひたすら事實を隠そうとしている」との御指摘は当たらない。

##### 九及び十について

御指摘の「政府が言うように「評価できる」ものの意味するところが必ずしも明らかではないが、在日米軍は、本件事故を受けて、安全を最大限に確保するため、航空機部隊の隊員及び整備員に対する徹底的な安全確認、航空機の安

全・技術等に関する手順の検証、日本国内に駐留する全てのAVHの徹底的な調査等のできる限りの措置を講じた結果、安全に飛行を行う態勢が整つたと判断し、飛行再開したものと承知している。政府としては、米側に対し、引き続き、事故原因の究明と万全の安全対策を求めるとともに、更なる情報が得られ次第、関係地方公共団体に対し速やかに連絡を行つていくこととしている。

##### 十一について

御指摘の「嘉手納ラブコン管制空域」は、那覇進入管制区を指すものと思われるが、同区の管制業務は、平成二十二年三月に米国から我が国に移管されている。また、同区においては、複数の飛行場が近接して設置されていることから、安全上の観点より、那覇空港を離着陸する民間航空機及び自衛隊機並びに嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離着陸する米軍機に対しても、それぞれ飛行高度を指定しているところである。

在日米軍が使用を許されている水域及び空域については、関係地方公共団体、住民等からの返還、使用方法等に関する要望及び在日米軍の必要性を勘案しつつ、随時、米国と協議している。今後とも個々の水域及び空域の実情を踏まえながら適切に対応していく考えである。

沖縄は、米国本土、ハワイ等と比較して、東アジアの各地域に近い位置にあると同時に、我が国の周辺諸国との間に一定の距離をおいている等の利点を有している。我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、こうした地理上の利点を有する沖縄に、高い機動性や即応性等により在日米軍の重要な一翼を担う米海兵隊や米空軍等の部隊が駐留することは、我が国の安全及び極東における国際の平和と安全の維持に寄与していると認識しており、沖縄に駐留する在日米軍の撤退を求ることは考えていない。

##### 平成二十八年十月十七日提出

質問 第六九号

沖縄・地域安全パトロール隊の実績と効果、予算措置の在り方等に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

##### 十二について

沖縄・地域安全パトロール隊の実績と効果、予算措置の在り方等に関する質問主意書

去る平成二十八年六月三日に政府が鳴り物入りで発足させた「沖縄・地域安全パトロール隊」は、青色パトロール車百台、二百人体制で午後七時から十時にかけて繁華街等を巡回して米軍人絡みの凶悪事件の再発防止を図る目的で設置されたものである。

しかし、政府の意気込みに反して、設置後四ヶ月余を経過しているのにもかかわらずこれまで目ぼしい成果を挙げることができず、身内であるはずの国関係職員からその効果や実績について問題提起され、さらに応募者不足を補うための県内国関係職員による総動員体制に対しても平常業務への支障等から苦情が相次いでいるとのことである。

そのような中、政府はこの沖縄・地域安全パトロール隊の事業費を沖縄関係予算として、九月の臨時国会での補正予算に計上し、さらに平成二十九年度の概算要求にも盛り込む方針を表明していることから、沖縄県民や沖縄県からひんしゅくや憤りを買つてゐる。

これらを踏まえて、以下お尋ねする。

一 沖縄・地域安全パトロール隊が六月三日に発足してから、今日までの成果や実績について明瞭化にされた。

二 青色パトロール車百台、二百人体制の目標に対し、現在どのような体制となつてゐるのか明らかにされたい。

三 沖縄県内の地元紙によれば、沖縄・地域安全

パトロール隊員となる非常勤職員の採用も目標に達していないとのことであるが、非常勤職員の目標数と応募者数、勤務している非常勤職員数、非常勤職員の応募が少ない理由、パトロール業務に従事した管理職員及び一般職員の勤務先別内訳等について政府の承知するところを明らかにされたい。

四 政府が総動員の対象としている官署の名称と内訳について政府の承知するところを明らかにされたい。

五 沖縄県内の地元紙によれば、沖縄気象台は職員を動員できないため庁費でパトロール要員を外注しているとのことであるが、その事実関係について政府の承知するところを明らかにした上で、気象台関係の予算を沖縄・地域安全パトロール要員の外部委託費に使用することは予算の目的外使用であり、行政事務の分担管理原則と法律による行政原則に反する行為であるが、政府の見解を答えられたい。

六 身内である国職員から「(パトロールは)一過性の対策で実効性は期待できない」と批判されていることについて政府の承知するところを明らかにした上で、パトロールの効果や実績、あり方等強い疑問や批判 不満が相次いでいることについて政府の見解を答えられたい。

七 本職は平成二十八年八月一日付の質問主意書第九号で「沖縄振興一括交付金は沖縄の振興に資するための予算である」とこと、「地元負担を伴う予算の使途については県や市町村の要望や判断がまずあるべきである」ことから、「政府が勝手にパトロール経費の財源として使途を決めることは許されない」と質したところ、政府は「指摘のとおりであり、今後協議機関等を活用して、県や市町村の要望にかなうようにした」と答弁した。しかし、実際には地元との協議はこれまで一切行われていない。それにもかかわらず九月臨時国会での補正予算や平成二十

九年度概算要求において相も変わらずに沖縄関係予算としてパトロール経費を盛り込む有様であります。これには沖縄県もあきれ果てるとともに真正面から不満を漏らしているところである。パトロールは政府が自主的に始めた取り組みではないはずである。本職のこのような指摘や沖縄県、県民の不満等について政府の見解を答えられたい。

八 沖縄県内の地元紙によれば、沖縄・地域安全パトロール隊員が名護市辺野古の新基地建設阻止行動に参加している住民や県民の監視・規制役に「転用」されているとのことである。このことについて本職は平成二十八年八月一日付の質問主意書第九号でも質したところであるが、政府は「行っていない」と否定した。しかし、その後、国関係職員から漏れ伝わることと照らし合わせると、やはり「転用」は行われているものとしか考えられない。よって、これら「転用」の実関係について政府の承知するところについて明瞭にするとともに、沖縄・地域安全パトロール隊の設立の経緯とその目的からして「転用」が法的・道義的・県民への説明責任上可能であるかについて政府の見解を答えられたい。

九 本職は、もともと沖縄・地域安全パトロール隊そのものが本末転倒の組織であり、被害者である沖縄県民の立場と加害者である米軍や米国政府、さらにはその責任の一端を持つている政府の責任をうやむやにするための方便に過ぎないと考えていて。よって今回、沖縄・地域安全パトロール隊が名護市辺野古の新基地建設阻止行動に参加している住民や県民の監視・規制役に「転用」されているのであれば、正しく政府の思惑が明るみにされたものと考えるが、政府の見解を答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第六九号  
平成二十八年十月二十五日  
内閣総理大臣 安倍晋三  
衆議院議員仲里利信君提出沖縄・地域安全パトロール隊の実績と効果、予算措置の在り方等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。  
〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出沖縄・地域安全パトロール隊の実績と効果、予算措置の在り方等に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十八年六月三日、沖縄県における犯罪抑止対策推進チームにおいて決定された「沖縄県における犯罪抑止に関する対策について(以下「犯罪抑止対策」という。)における「沖縄・地域安全パトロール隊」(以下「パトロール隊」という。)による緊急防犯パトロールにおいては、警察への通報等の防犯活動を行つてきているところである。

二について

御指摘の「二百人体制」の意味するところが必ずしも明らかではないが、パトロール隊による緊急防犯パトロールは、平成二十八年十月十九日時点で、内閣府沖縄総合事務局等において車両六十五台規模で実施しており、犯罪抑止対策における「車両百台規模」での実施に向けて、鋭意努力しているところである。

三及び四について

お尋ねの「非常勤職員の目標数」、「非常勤職員の応募が少ない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年十月十九日時点で、パトロール隊への募集に応じた一日当たり百三十名の非常勤職員等がパトロール隊の業務に従事している。

五について

パトロール隊による緊急防犯パトロールは、政府一丸となつて、犯罪を抑止し、沖縄県民の安全・安心を確保する対策の一つであり、沖縄気象台も沖縄県に所在する官署として、これに協力するため、その業務の一環として、庁費により、民間事業者との間で契約を締結し、平成二十八年九月一日から同年十月二日まで当該民間事業者の車両一台及び人員二名をパトロール隊による緊急防犯パトロールに従事させたものである。

六について

御指摘の「国職員から「(パトロールは)一過性の対策で実効性は期待できない」と批判」されていいるとの報道等については承知している。

また、御指摘の「あり方」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすること

は困難であるが、御指摘の「パトロールの効果や実績については、一について述べたところであり、パトロール隊による緊急防犯パトロールについては、平成二十八年九月二十三日に開催された「沖縄県における犯罪抑止対策推進協議会」（以下「協議会」という。）においては、おおむね評価する意見であり、御指摘の「強い疑問や批判、不満」があるとは認識していない。政府としては、引き続き、犯罪を抑止し、沖縄県民の安全・安心を確保するため、沖縄県内の繁華街等を巡回することを内容とする緊急防犯パトロールを実施してまいりたい。

平成二十八年十月十七日提出  
質問 第七〇号  
いわゆる年金カット法案の「賃金スライド徹底ルール」に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

いわゆる年金カット法案の「賃金スライド徹底ルール」に関する質問主意書

第百九回国会に提出された「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」、いわゆる「年金カット法案」には、年金受給額の改定ルールを賃金変動と物価変動の低い方に合わせるルールに見直す内容が含まれている。この「賃金スライド徹底ルール」に関し、以下の質問をする。

一 「物価が上がつても賃金が下がれば年金も下がる」という政府提出法案の「賃金スライド徹底ルール」は、すでに年金を受給している高齢者だけではなく、現在五十代以下の現役世代や、まだ生まれていない将来世代の老後にも等しく適用されるか。

二 前述の「賃金スライド徹底ルール」によつて、現役世代や将来世代が老後に年金受給を開始した後の年金改定では、現行ルールに比べて年金改定額が減ることになるか。

(特に、「賃金改定率へ物価改定率ヘゼロ」の年の年金改定額、および「賃金改定率ヘゼロへ物価改定率」の年の年金改定額)

三 一二を踏まえ、「賃金スライド徹底ルール」によつて、実質的に国民の年金がカットされることに対する政府の見解は如何に。年金制度を維持するためにはやむを得ないという理由ではなく、国民の年金そのものが超長期的にカットされることに対する政府の見解を問う。

右質問する。

内閣文書一九二二第七〇号  
平成二十八年十月二十五日

衆議院議員井坂信彦君提出いわゆる年金カツト法案の「賃金スライド徹底ルール」に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出いわゆる年金カツト法案の「賃金スライド徹底ルール」に関する質問に対する答弁書

について

御指摘の「物価が上がつても賃金が下がれば年金も下がる」という政府提出法案の「賃金スライド徹底ルール」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現在、国会に提出している公的年金制度の持続可能性の向上を図るために国民年金法等の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)第二条及び第四条の規定による年金額の改定方法の見直し(以下「賃金に合わせた年金額の改定方法の見直し」という。)については、御指摘の「すでに年金を受給している高齢者」の年金額の改定及び御指摘の「現在五十年代以下の現役世代や、まだ生まれていない将来世代の老後」における年金額の改定について適用されるものである。

二について

御指摘の「賃金スライド徹底ルール」の意味するところが必ずしも明らかではないが、賃金に合わせた年金額の改定方法の見直し前の改定方法による年金額と賃金に合わせた年金額の改定方法の見直し後の改定方法による年金額(以下「見直し後の年金額」という。)とを比較して見直し後の年金額が減るかどうかについては、将来の年金額は今後の経済状況の変動に応じて改定

されるものであるため、一概にお答えすること  
は困難である。





前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

#### (設計合致義務等)

第八条 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行つに当たつては、当該人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットを第四条第一項の許可に係る設計に合致するようにしなければならない。

2 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行うに当たつては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第四条第一項の許可に係るロケット打上げ計画の定めるところに従わなければならぬ。

#### (損害賠償担保措置を講ずべき義務)

第九条 打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げを行つてはならない。

2 前項に規定する「損害賠償担保措置」とは、ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約(特定ロケット落下等損害に係るものに限る)の締結若しくは供託であつて、その措置により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案し、ロケット落下等損害の被災者の保護を図る観点から適切なものとして内閣府令で定める金額(第四十条第一項及び第二項において「賠償措置額」という。)をロケット落下等損害の賠償に充てることができるものとして内閣総理大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて内閣総理大臣の承認を受けたもの(同条第二項において「相当措置」という。)をいふ。

#### (承継)

第十条 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めたところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

#### (死亡等による許可の失効)

第十一條 前条第五項の規定によるほか、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 死亡したとき その相続人  
二 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人  
三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき その清算人  
四 人工衛星等の打上げを終えたとき 打上げ実施者であつた個人又は打上げ実施者であつた法人を代表する役員

#### (許可の取消し)

第十二条 内閣総理大臣は、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第四条第一項から第三項までの認可を受けたとき。  
二 第五条及び第六条(第三号(ロケット打上げ計画を実行する能力に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、前三項の認可について準用する。

#### 4 第五条及び第六条(ロケット打上げ計

第一項の許可を受けたとき。

三 その他の内閣府令で定める事項

一 その者の行う人工衛星等の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合したこと認められるときは、同項の型式認定をしなければならない。

#### 4 第一項の型式認定は、申請者に型式認定番号が付された型式認定書を交付することによつて行う。

#### (設計等の変更)

第十四条 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更しようとするとき(ロケット安全基準の変更があつた場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたときを含む。)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受

#### 七 第三十四条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十一条第一項から第三項までの認可に付された条件に違反したとき。

一 その者の行う人工衛星等の打上げ用ロケットの設計に適合しない旨の処分があつたとき(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該

#### (型式認定)

第十三条 内閣総理大臣は、申請により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計について型式認定を行う。

2 前項の型式認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していると認めるときは、同項の型式認定をしなければならない。

4 第一項の型式認定は、申請者に型式認定番号が付された型式認定書を交付することによつて行う。

#### (設計等の変更)

第十四条 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更しようとするとき(ロケット安全基準の変更があつた場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたときを含む。)は、内閣府令で

一 その者の行う人工衛星等の打上げ用ロケットの設計に適合しない旨の処分があつたとき(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該

けなければならない。ただし、内閣府令で定められた軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めた書類の内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(型式認定の取消し)  
第十五条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その型式認定を取り消すことができる。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が口ケット安全基準に適合しなくなつたとき。  
二 第三十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

2 第十三条第一項の型式認定を受けた者は、前項の規定により当該型式認定が取り消されたときは、遅滞なく、型式認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

### 第三節 打上げ施設の適合認定

#### (適合認定)

第十六条 内閣総理大臣は、申請により、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設について、これを用いて行う人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットの型式(その設計が第十三条第一項の型式認定又は外国認定を受けたものに限る)ごとに、適合認定を行う。

2 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理

大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 打上げ施設の場所(船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は

航空機の名称又は登録記号)、構造及び設備番号又は外国認定を受けた旨

三 第十三条第一項の型式認定に係る型式認定

された打上げ施設にあつては、当該船舶又は

航空機の名称又は登録記号)、構造及び設備番号又は外国認定を受けた旨

四 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

五 その他内閣府令で定める事項

六 人工衛星の構造

七 人工衛星の利用の目的及び方法

八 人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置(以下「終了措置」という。)の内容

九 人工衛星を地球を回る軌道に投入して使用する場合には、その軌道

十 人工衛星の利用の目的及び方法

十一 人工衛星の構造

十二 人工衛星の利用の目的及び方法

十三 人工衛星を地球を回る軌道に投入して使用する場合には、その軌道

十四 人工衛星の利用の目的及び方法

十五 人工衛星の構造

十六 人工衛星の利用の目的及び方法

十七 人工衛星の構造

十八 人工衛星の利用の目的及び方法

十九 人工衛星の構造

二十 人工衛星の利用の目的及び方法

二十一 人工衛星の構造

二十二 人工衛星の利用の目的及び方法

二十三 人工衛星の構造

二十四 人工衛星の利用の目的及び方法

二十五 人工衛星の構造

二十六 人工衛星の利用の目的及び方法

二十七 人工衛星の構造

二十八 人工衛星の利用の目的及び方法

二十九 人工衛星の構造

三十 人工衛星の利用の目的及び方法

三十一 人工衛星の構造

三十二 人工衛星の利用の目的及び方法

#### (適合認定の取消し)

第十八条 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その適合認定を取り消すことができる。

一 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたとき。

二 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

三 第十六条第一項の適合認定を受けた者は、前項の規定により当該適合認定が取り消されたとき。

四 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

五 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

六 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

七 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

九 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

十 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

十一 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

十二 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

十三 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

十四 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

十五 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

十六 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

十七 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

十八 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

十九 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十一 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十二 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十三 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十四 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十五 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十六 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十七 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十八 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

二十九 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

三十 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

三十一 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

三十二 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

三十三 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

三十四 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 人工衛星管理設備の場所

三 人工衛星を地球を回る軌道に投入して使用する場合には、その軌道

四 人工衛星の利用の目的及び方法

五 人工衛星の構造

六 人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置(以下「終了措置」という。)の内容

七 前号に掲げるもののほか、人工衛星の管理の方法を定めた計画(以下「管理計画」という。)の方法を定めた計画(以下「管理計画」という。)

八 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わって人工衛星の管理を行う者(以下「死亡時代理人」という。)の氏名又は名称及び住所

九 その他内閣府令で定める事項

十 人工衛星の構造

十一 人工衛星の利用の目的及び方法

十二 人工衛星の構造

十三 人工衛星の利用の目的及び方法

十四 人工衛星の構造

十五 人工衛星の利用の目的及び方法

十六 人工衛星の構造

十七 人工衛星の利用の目的及び方法

十八 人工衛星の構造

十九 人工衛星の利用の目的及び方法

二十 人工衛星の構造

二十一 人工衛星の利用の目的及び方法

二十二 人工衛星の構造

二十三 人工衛星の利用の目的及び方法

二十四 人工衛星の構造

二十五 人工衛星の利用の目的及び方法

二十六 人工衛星の構造

二十七 人工衛星の利用の目的及び方法

二十八 人工衛星の構造

二十九 人工衛星の利用の目的及び方法

三十 人工衛星の構造

三十一 人工衛星の利用の目的及び方法

三十二 人工衛星の構造

三十三 人工衛星の利用の目的及び方法

三十四 人工衛星の構造

三十五 人工衛星の利用の目的及び方法

閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

六 個人であつて、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(許可の基準)

第二十二条 内閣総理大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 人工衛星の構造が、その人工衛星を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていることその他の宇宙空間探査等条約第九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他の活動に対する潜在的に有害な干渉(次号及び第四号二)において「宇宙空間の有害な汚染等」という。の防止並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合するものであること。

三 管理計画において、他の人工衛星との衝突を避けるための措置その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置及び終了措置を講ずることとされおり、かつ、申請者(個人にあつては死亡時代理人を含む)が当該管理計画を実行する十分な能力を有すること。

四 終了措置の内容が次のイからニまでのいずれかに該当するものであること。

イ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を下げて空中で燃焼させること(これを構成する機器の一部を燃焼させることなく地表又は水面に落下させて回収することを含む。)であつて、当該人工衛星の飛行経路及び当該機器の一部の着地又は着水が予想される地点の周辺の安全を確保して行われるもの

ロ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を上げて時の経過により高度が下がることのない地球を回る軌道に投入することであつて、他の人工衛星の管理に支障を及ぼすおそれがないもの

ハ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星を地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させることであつて、当該天体の環境を著しく悪化させるおそれがないもの

二 イからハまでに掲げる措置を講ずることができない場合において、誤作動及び爆発の防止その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置を講じ、並びに人工衛星の位置、姿勢及び状態を内閣総理大臣に通知した上で、その制御をやめること。

(変更の許可等)

第三十二条 第二十一条第一項の許可を受けた者

(以下「人工衛星管理者」という。)は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

四 人工衛星管理者は、第二十条第二項第一号から第三号まで若しくは第九号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で

定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二十四条 人工衛星管理者は、人工衛星の管理を行うに当たっては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところに従わなければならない。

(管理計画の遵守)

第二十五条 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る人工衛星の他の物体との衝突その他の事故の発生により、同項の許可に係る終了措置を講ずることなく人工衛星の管理ができるなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨、当該事故の状況及び当該事故の発生後の人工衛星の位置の特定に資するものとして内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、同項の許可是、その効力を失う。

(承継)

第二十六条 人工衛星管理者が国内に所在する人

工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡又は人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継する場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の处分があつたときは、人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行い、又は人工衛星管理者である法人が合併により消滅する場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の处分があつたときは、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは、同条第一項の許可是、その効力を失うものとし、その譲受人(第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があつた日(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日)から百二十日以内に、同条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場

府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。

3 人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 人工衛星管理者である法人が分割により第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業を承継する場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

5 第二十一条及び第二十二条第三号(管理計画を実行する能力に係る部分に限る。)に係る部分に限る。の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。

官 報 (号外)

合において、当該終了措置が完了するまでの間（前条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、これらの者を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、前条前段、第三十一条、第三十二条及び第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第二十七条 人工衛星管理者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 人工衛星管理者が死亡したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならぬ。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その死亡時代理人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条第五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間（第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その者を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、次条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（終了措置）

第二十八条 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところにより人工衛星の管理を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、同項の許可に係る終了措置を講じなければならない。

2 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第二十条第一項の許可是、その効力を失う。

（解散の届出等）

第二十九条 人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第二十条第一項の許可是、その効力を失うものとし、その清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。以下この項において同じ。）は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならぬ。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その清算法人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、次条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（許可の取消し等）

第三十条 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき。

二 第二十一条第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第二十三条第一項の規定により許可を受けたとき。

（立入検査等）

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者若しくは人工衛星管理者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これら者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合せず、又は型式別施設安全基準に適合しなるおそれがあると認めるときは、当該適合認定を受けた者に対し、型式別施設安全基準に適合させるため、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該適合認定を受けた者に対し、型式別施設安全基準に適合せず、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が第二十四条の規定に違反していると認めるときは、当該人工衛星管理者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指導等）

第三十二条 内閣総理大臣は、基本理念にのつとり、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者又は人工衛星管理者に對し、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保を図るため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（是正命令）

第三十三条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式認定を受けた者に對し、ロケット安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

五 第三十四条第一項の規定により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可に付された条件に違反したとき。

2 人工衛星管理者が前項の規定により第二十条第一項の許可を取り消されたときは、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その取消しの日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

## 第五章 ロケット落下等損害賠償

### 第一節 ロケット落下等損害賠償責任

#### (無過失責任)

第三十五条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行う者は、当該人工衛星等の打上げに伴いロケット落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

#### (責任の集中)

第三十六条 前条の場合において、同条の規定により損害を賠償する責任を負うべき人工衛星等の打上げを行う者は、その損害を賠償する責任を負わない。

2 ロケット落下等損害については、製造物責任法(平成六年法律第八十五号)の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の適用を排除するものと解してはならない。

(賠償についてのしん酌)

第三十七条 前二条の規定にかかわらず、ロケット落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。

第三十八条 第三十五条の場合において、他にその損害の発生の原因について責任を負うべき者があるときは、同条の規定により損害を賠償した者は、その者に対して求償権を有する。ただし、当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の

打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者(当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く)であるときは、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたものである場合に限り、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し書面による特約をすることを妨げない。

### 第二節 ロケット落下等損害賠償責任保険契約

第三十九条 ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に關し、ロケット落下等損害の損害賠償請求権について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、ロケット落下等損害の被害者に対する損害賠償額について、自分が支払った限度又は当該被害者の承諾があつた限度において、当該被保険者に相当する金額又は当該のみ、保険者に對して保険金の支払を請求することができる。

3 ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、ロケット落下等損害の被害者がその損害賠償請求権に關し差し押さえる場合は、この限りでない。

3 第一項の規定は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の適用を除外するものと解してはならない。

(ロケット落下等損害賠償補償契約)

第四十条 政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者の特定ロケット落下等損害の

賠償の責任が発生した場合において、これを打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を当該特定ロケット落下等損害の賠償に充てられること(以下単に「損害賠償担保措置」という)の賠償措置額に相当する金額を超えない範囲内で政府

が補償することを約するロケット落下等損害賠償契約を締結することができる。

2 前項に定めるもののほか、政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項のロケット落下等損害賠償補償契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置によつては埋めることができないロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を、我が国の人工衛星等の打上げに關係する産業の国際競争力の強化の觀点から措置することが適當なものとして内閣府令で定める金額から当該打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償に充てられる損害賠償担保措置の賠償措置額に相当する金額(当該ロケット落下等損害について相当措置が講じられている場合にあつては、当該賠償措置額に相当する金額又は当該相当措置により当該ロケット落下等損害の賠償に充てることができる金額のいづれか多い金額)を控除した金額を超えない範囲内で政府が補償することを約するロケット落下等損害賠償契約を締結することができる。

3 前条の規定は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく補償金について準用する。

#### (代位)

#### 第四十四条 損害賠償金の支払を受ける権利は、これを行使することができる時から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

#### (時効)

#### 第四十五条 政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約により補償した場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が第三者に對して求償権を有するときは、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

#### 一 政府が補償した金額

#### 二 当該求償権の金額

#### (補償金の返還)

#### 第四十六条 政府は、ロケット落下等損害賠償契約に基づき補償金を支払った場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が次の各号のいづれかに該当するときは、当該打上げ実施者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

#### 一 第八条の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つたこと。

#### 二 人工衛星等の打上げを行つた際、第十二条

#### (業務の管掌)

#### 三 第四十七条 この節に規定する政府の業務は、内閣総理大臣が管掌する。

#### 四 第四十二条 政府がロケット落下等損害賠償

#### 契約により補償する金額は、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の期間内における人工衛星等の打上げにより与えたロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失

#### について当該ロケット落下等損害賠償補償契約

#### に係る契約金額までとする。

#### (ロケット落下等損害賠償補償契約の締結の限度)

#### 第四十三条 政府は、一会计年度内に締結するロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、ロケット落下等損害賠償契約を締結するものとする。

償契約を締結しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の委託)

第四十八条 政府は、政令で定めるところにより、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく業務の一部を保険者に委託することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他内閣府令で定める事項を告示しなければならない。

#### 第四節 供託

(損害賠償担保措置としての供託)

第四十九条 損害賠償担保措置としての供託は、打上げ実施者の主たる事務所(国内に事務所がない場合にあっては、第四条第一項の許可に係る打上げ施設の場所(船舶に搭載された打上げ施設にあつては該船舶の船籍港の所在地、航空機に搭載された打上げ施設にあっては当該航空機の定置場の所在地)の最寄りの法務局又は地方法務局に、金銭又は内閣府令で定める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次条及び第五十一条において同じ。)によりするものとする。

#### (供託物の還付)

第五十条 ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に關し、前条の規定により打上げ実施者が供託した金銭又は有価証券について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

(供託物の取戻し)

第五十一条 打上げ実施者は、次に掲げる場合においては、内閣総理大臣の承認を受けて、第十九条の規定により供託した金銭又は有価証券を取り戻すことができる。

一 人工衛星等の打上げを終え、かつ、ロケット落下等損害を与えないことが明らかとなつたとき。

二 ロケット落下等損害が発生し、その損害の賠償を終えたとき。

三 供託に代えて他の損害賠償担保措置を講じたとき。

(内閣府令・法務省令への委任)

第五十二条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、内閣府令・法務省令で定める。

#### 第六章 人工衛星落下等損害の賠償

(無過失責任)

第五十三条 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者は、当該人工衛星の管理に伴い人工衛星落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

(賠償についてのしん酌)

第五十四条 前条の規定にかかわらず、人工衛星落下等損害の発生に關して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるに於て、これをしん酌することができる。

#### 第七章 雜則

(宇宙政策委員会の意見の聴取)

第五十五条 内閣総理大臣は、第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二号、第二十三号若しくは第三号の内閣府令を制定し、

第三号若しくは第三号の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聽かなければならぬ。

(財務大臣との協議)

第五十六条 内閣総理大臣は、第九条第二項又是改廃しようとするときは、あらかじめ、宇

宙政策委員会の意見を聽かなければならぬ。

(国に対する適用除外)

第五十七条 国が行う人工衛星等の打上げについては、第四条第一項の規定は、適用しない。

2 国が行う人工衛星の管理については、第二十一条第一項の規定は、適用しない。

(経過措置)

第五十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(内閣府令への委任)

第五十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関必要な事項は、内閣府令で定める。

第六章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者

二 偽りその他不正の手段により第四条第一項、第七条第一項、第二十条第一項若しくは

二十三号第一項の許可、第十条第一項から第三項まで若しくは第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可、第十三条第一項の型式認定、第十四条第一項若しくは第十七条第一項の認定又は第十六条第一項の適合認定を受けた者

三 第七条第一項の規定に違反して第四条第一項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者

四 第三十二条第一項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第三十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

六 第三十四条第一項の規定による罰金に處する者

七 第三十五条第一項の規定による罰金に處する者

八 第三十六条第一項の規定による罰金に處する者

九 第三十七条第一項の規定による罰金に處する者

十 第三十八条第一項の規定による罰金に處する者

十一 第三十九条第一項の規定による罰金に處する者

十二 第四十一条第一項の規定による罰金に處する者

十三 第四十二条第一項の規定による罰金に處する者

に処し、又はこれを併科する。

一 第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者

二 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第二号に掲げる事項を変更した者

一 第四十二条第一項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

三 第十八号第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかつた者

四 第二十二条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行つた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して第二十号第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

六 第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

七 第五十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

八 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第五十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

十 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者

二 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第二号に掲げる事項を変更した者

一 第四十二条第一項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

三 第十八号第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかつた者

四 第二十二条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行つた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して第二十号第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

六 第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

七 第五十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

八 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者

二 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第二号に掲げる事項を変更した者

一 第四十二条第一項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

三 第十八号第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかつた者

四 第二十二条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行つた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して第二十号第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

六 第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

七 第五十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

八 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者

二 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第二号に掲げる事項を変更した者

一 第四十二条第一項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

三 第十八号第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかつた者

四 第二十二条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行つた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して第二十号第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

六 第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

七 第五十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

八 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者

二 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第二号に掲げる事項を変更した者

一 第四十二条第一項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

三 第十八号第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかつた者

四 第二十二条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行つた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して第二十号第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

六 第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

七 第五十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

八 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行つた者

二 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第二号に掲げる事項を変更した者

一 第四十二条第一項の規定に違反して第二十条第一項

二十二号第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

三 第十八号第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかつた者

四 第二十二条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行つた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して第二十号第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

六 第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

七 第五十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

八 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第二十二条第一項又は第二十八号第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十五条 第十一条、第三十七条第一項又は第四十条第二項第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第十条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 第四条第一項又は第二十条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 第十三条第一項の型式認定又は第十六条第一項の適合認定を受けようとする者(機構を除く)は、この法律の施行前においても、第十三条第二項又は第十六条第二項の規定の例により、その申請を行なうことができる。

3 機構は、その行つた人工衛星の打上げ用口ケットの設計について、この法律の施行前においても、第十九条第一項の規定の例により、第十三条第一項の型式認定の申請を行うことができる。

4 機構は、その管理し、及び運営する打上げ施設について、この法律の施行前においても、第十九条第二項の規定の例により、第十六条第一項の適合認定の申請を行うことができる。

第三条 内閣総理大臣は、第四条第二項第一号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二号若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇宙政策委員会の意見を聴くことができる。

2 内閣総理大臣は、第九条第二項又は第四十条第二項の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、財務大臣に協議することができる。

(経過措置)  
この法律の施行の際現に行われている人 工衛星の管理については、第二十条第一項の規定は、適用しない。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)  
一部改正に伴う罰則に関する経過措置

第四条 この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正)  
この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 第三十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に、「同項第八号」を「同条第八号」に改める。

4 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

5 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

6 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

7 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

8 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

9 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

10 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

11 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

12 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

13 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

14 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

15 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

16 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

17 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

18 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

19 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

20 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

21 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

22 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

23 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

24 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

25 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

26 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

27 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

28 第二十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に、「同項第二号」を「同项第三号」に、「同項第八号」に改める。

り、もつて国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三十二条第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二号」に改め、同条第三号を削る。

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置）

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(内閣提出 第百九回国会関法第四一號)に関する報告書

第七条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第二十六号及び第三百四十八条第二項第三十八号中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一号」に改める。

第三百四十九条の三第三十六項中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に改める。

第一号を「第十八条第一号」に改める。

第三百四十九条の三第三十六項中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に改める。

第一号を「第十八条第一号」に改める。

第三百四十九条の三第三十六項中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一号」に改める。

第一号を「第十八条第一号」に改める。

（本案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もつて国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。）

（議案の目的及び要旨）

本案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もつて国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するもので、その主な内容は次のとおりである。

（人工衛星等の打上げに係る許可制度）

（一） 国内に所在する打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、許可を受けなければならぬこととすること。

（二） 許可申請処理の迅速化のため、人工衛星の打上げ用口ケットの型式認定制度及び打上げ施設の適合認定制度を創設すること。

（三） 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構は、簡略化した手続により人工衛星等の打上げ用口ケットの型式認定及び打上げ施設の適合認定を受けることができるこ

とすること。

（人工衛星の管理に係る許可制度）

（一） 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに許可を受けなければならないこととすること。

（二） 人工衛星管理者が事業譲渡や合併等を

行つた場合、認可によりその法的地位を引き継ぐことができるとしている。

3 ロケット落下等損害及び人工衛星落下等損害の第三者賠償制度

(一) ロケット落下等損害は打上げを行う者の無過失責任及び責任集中とし、人工衛星落下等損害は人工衛星の管理を行う者の無過失責任とすること。

(二) 打上げ実施者に対して損害賠償担保措置を講じる義務を課すとともに、民間保険契約では埋めることのできないロケット落下等損害の賠償については政府が補償することを可能とすること。

4 内閣総理大臣は、打上げ実施者や人工衛星管理者に対し、必要に応じて、立入検査や指導・勧告、是正命令等を行うこと。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

本議案は、宇宙基本法の basic concept のつとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十八年十月二十六日

衆議院議長 大島 理森殿

内閣委員長 秋元 司

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案

右  
国会に提出する。

平成二十八年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(定義)  
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体をいう。

二 衛星リモートセンシング装置 地球を回る軌道に投入して使用する人工衛星(以下「地球周回人工衛星」という。)に搭載されて、地表若しくは水面(これらに近接する地中又は水中を含む)又はこれらの上空に存在する物により放射され、又は反射された電磁波(以下「地上放射等電磁波」という。)を検出し、その強度、周波数及び位相に関する情報並びにその検出した時の当該地球周回人工衛星の位置

その他の状態に関する情報(次号において「検出情報」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)として記録し、並びにこれを地上に送信する機能を有する装置であつて、これらの機能を適切な条件の下で作動させた場合に地上において受信した当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたとき判別ができる物の程度(以下この条及び第二十一条第一項において「対象物別精度」という。)が車両、船舶、航空機その他の移動施設の移動を把握するに足るものとして必要な信号を定める基準に該当し、かつ、これらの機能を作動させ、又は停止させるための内閣府令で定める

六 機器の操作用無線設備 衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することをいう。

五 特定使用機関 衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができるものとして政令で定める国又は地方公共団体の機関をいう。

六 衛星リモートセンシング記録 特定使用機関以外の者による国内に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により地上に送信された検出情報電磁的記録及び当該検出情報電磁的記録に加工を行つた電磁的記録のうち、対象物別精度、その加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案し

回線で接続した電子計算機をいう。以下同じ。)との間で電磁波を利用して送信し、又は受信することのできる無線設備を備えるもの

をいう。

三 操作用無線設備 衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録(以下「検出情報電磁的記録」という。)を作を行うために必要な信号を当該衛星リモートセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

四 衛星リモートセンシング装置の使用 自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行うために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することをいう。

五 特定使用機関 衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができるものとして政令で定める国又は地方公共団体の機関をいう。

六 衛星リモートセンシング記録 特定使用機

目的  
第一章 総則(第一条 第三条)  
第二章 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等(第四条 第十七条)  
第三章 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制(第十八条 第二十条)  
第四章 衛星リモートセンシング装置を取り扱う者の認定(第二十一条 第二十六条)  
第五章 内閣総理大臣による監督(第二十七  
条 第三十条)  
第六章 雜則(第三十三条 第三十八条)  
第七章 刑罰(第三十三条 第三十八条)  
附則  
第一章 総則  
(趣旨)

第一条 この法律は、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)の基本理念にのつとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、國の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いに關する必要な事項を定めるものとす

る。

て、その利用により宇宙基本法第十四条に規定する国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障(以下「国際社会の平和の確保等」という。)に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める基準に該当するもの並びにこれらを電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)に複写したもの(号外)

をいう。

七 特定取扱機関 特定使用機関及び衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができるものとして政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府機関をいう。

八 衛星リモートセンシング記録保有者 衛星リモートセンシング記録を保有する者(特定取扱機関を除く。)をいう。

## (国の責務等)

第三条 国は、国際社会の平和の確保等に資する宇宙開発利用に関する施策の一環として、衛星リモートセンシング装置の使用を行う者及び衛

星リモートセンシング装置の記録保有者がこの法律の規定により遵守すべき義務が確実に履行されるよう必要な施策を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、衛星リモートセンシング装置の使用により生み出された価値を利用する諸活動の健全な発達が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第二章 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等

(許可)

第四条 国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者(特定使用機関を除く。)は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

1 氏名又は名称及び住所

2 衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能

三 衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道

四 操作用無線設備及び衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を他の無線設備を経由して送信する際に経由する無線設備(第六条第一号において「操作用無線設備等」という。)の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法

五 衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するために必要な無線設備(受信する際に経由するものを含む。以下「受信設備」という。)の場所、構造及び性能並びにその管理の方法

六 衛星リモートセンシング記録の管理の方法

七 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わって衛星リモートセンシング装置の使用を行う者(以下「死亡時代理人」という。)の氏名又は名称及び住所

八 その他内閣府令で定める事項

三一 第十七条第一項の規定により許可を取り消され、又は第二十五条第一項若しくは第二十一条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 國際連合安全保障理事会決議第千二百六十号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十四号)第三条第一項の規定により公告されている者(現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。)又は同法第四条第一項の規定による指定を受けている者(第二十一條第三項第一号ハにおいて「国際テロリスト」という。)

四 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

五 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用者のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

六 個人であつて、その内閣府令で定める使用者のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 個人であつて、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(許可の基準)

第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

第七条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「衛星リモートセンシング装置使用者」という。)は、同条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、第四条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律その他の国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処を受けなければならない。

二 衛星リモートセンシング装置の構造及び性能、当該衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道並びに操作用無線設備及び受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法が、申請者以外

せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

三 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置が講じられていることその他の国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

二 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置が講じられていることその他の国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

三 申請者(個人にあつては、死亡時代理人を含む。)が、第一号に規定する申請者以外の者が衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するための措置及び前号に規定する衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

四 その他当該衛星リモートセンシング装置の使用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 申請者が個人にあつては、死亡時代理人を含む。)が、第一号に規定する申請者以外の者が衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するための措置及び前号に規定する衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

六 その他の措置

(不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置)

第八条 衛星リモートセンシング装置使用者は、電子計算機による情報処理の用に供されるものについて、電子計算機及び変換符号(信号の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下この条において同じ。)を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号(第五項において「対応変換符号」という。)を用いなければ復元することができないようにする措置その他、当該衛星リモートセンシング装置の使用を防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信する検出情報電磁的記録について、電子計算機及び記録変換符号(電磁的記録の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下同じ。)を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた記録変換符号(第四項及び第五項において「対応記録変換符号」という。)を用いて変換処理を行うことにより、当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が当該受信設備で受信されることは、内閣府令で定める措置を講じなければならない。

3 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号を他の者(操作用無線設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合)に供してはならない。

合にあつては、当該管理する者以外の者)に提供してはならない。

4 衛星リモートセンシング装置使用者は、対応記録変換符号を他の者(受信設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合にあつては、当該管理する者以外の者)に提供してはならない。

5 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号、対応変換符号、記録変換符号及び対応記録変換符号(以下この項において「変換符号等」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他(申請に係る軌道以外での機能停止)の変換符号等の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

第六条 衛星リモートセンシング装置使用者は、第四条第一項の許可に係る衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星が同項目の許可に係る軌道を外れているときは、直ちに、操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信し、当該地球周回人工衛星が同項の許可に係る軌道に戻るまで当該機能を停止させなければならない。

第七条 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置又はこれを搭載する地球周回人工衛星の故障その他の事情により、終了措置(第十五条第二項に規定する終了措置をいう。第十三条第六項及び第十四条第二項において同じ。)を講ずることなく当該衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、第四条第一項の許可是、その効力を失う。

(帳簿)

第八条 衛星リモートセンシング装置使用者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を備え、その衛星リモートセンシング装置

の使用の状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、内閣府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(承継)

第九条 衛星リモートセンシング装置使用者が、国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者は、内閣府令で定める措置を講じなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた衛星リモートセンシング装置使用者は、同項に規定する受信設備による受信ができる場合において当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録の送信を行わないことと、記録変換符号を変更することとの他の当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が当該受信設備で受信されて衛星リモートセンシング記録として利用されることを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

(故障時等の措置)

第十一条 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置又はこれを搭載する地球周回人工衛星の故障その他の事情により、終了措置(第十五条第二項に規定する終了措置をいう。第十三条第六項及び第十四条第二項において同じ。)を講ずることなく当該衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。

3 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣は、その旨を当該認定が取り消されたときは、内閣総理大臣は、その旨を当該衛星リモートセンシング装置使用者に速やかに通知するものとする。

理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

第五条及び第六条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。

衛星リモートセンシング装置使用者が第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事務の義務を行ひ、又は衛星

リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があつたときは、これらの認可の申請がない場合には、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは、同条第一項の許可是、その効

力を失うものとし、その譲受人(第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があつた日(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日)から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間(第十一条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、これらの者を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十一条まで、第十一條前段、前条、第二十七條、第二十八條及び第二十九条第一項の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

2 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを内閣総理大臣に届け出なければならない。

衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、第四条第一項の許可是、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、終了措

置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第十一条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その死亡時代理人を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一條前段、第十二条、前条第一項及び第五項、第二十七條、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

終了措置

**第十五条** 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用を終了することができる。  
衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用を終了するときは、内閣府令で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置（以下「終了措置」という。）を講ずるとともに、遅滞なく、その講じた措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信することその他の当該機能を完全に停止させるために必要なものとして内閣府令で定める措置

二 操作用無線設備から当該衛星リモートセン

シング装置に再開信号(そく)

波を検出する機能を停止した場合にこれを復するためには必要な信号をいう。以下同様を受信するまで当該機能を停止する信号を信するとともに当該再開信号及びその作法に関する情報を内閣総理大臣に届け出る

は、その清算法人を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一條前段、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

**第十七条** 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、（内閣総理大臣の監視、調査、監査等の権限）

るときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該衛星リモートセンシング装置の使用の停止を命ずることができる。

一 偽りその他不正の手段により第四条第一項  
若しくは第七条第一項の許可又は第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき。

二 第五条各号のいずれかに該当することとなつたとき。  
三 第六条各号のいずれかに適合しないこととし

なつたとき。  
四 第七条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けないで

五 第十条第一項の規定に違反して衛星リモー  
ト更改したとき。

トセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信したとき。

一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第三十条第一項の規定により第四条第一項  
若しくは第七条第一項の許可又は第十三条第一項  
一項、第三項若しくは第四項の認可に付され  
た条件に違反したとき。

衛星リモートセンシング装置使用者が前項の規定により第四条第一項の許可を取り消されたときは、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について第十三条第一項の認可を受けた場合を除き、その取消しの日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならぬ。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第十一条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その者を衛星リモートセンシング装置使用者とみなし、第八条から第十条まで、第十一条前段、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用す。

**第三章 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制**

（衛星リモートセンシング記録の提供の制限）

第十八条 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の取扱いについて第二十一条第一項の認定を受けた者に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に對し、同条第四項の認定証の提示を求めてその者が当該認定を受けた者であることを確認した上で、当該衛星リモートセンシング記録に係る同条第一項の内閣府令で定める区分を明示するとともに、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法その他当該提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するため必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法により、これを行わなければならぬ。

2 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星

リモートセンシング装置使用者（当該衛星リモートセンシング記録に係る衛星リモートセンシング装置の使用について第四条第一項の許可を受けた者に限る。）又は特定取扱機関に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、

内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に對し、当該衛星リモートセンシング記録に係る第二十一条第一項の内閣府令で定められた方法により、これを行わなければならない。

モートセンシング記録の範囲及び期間を定めて、その提供の禁止を命ずることができる。  
2 前項の規定による禁止の命令は、国際社会の平和の確保等のために必要な最小限度のものでなければならぬ。

3 前二項の規定は、衛星リモートセンシング記録保有者（外国取扱者に限る。）について準用する。この場合において、第一項中「提供の禁止を命ずる」とあるのは「提供しないことを請求する」と、前項中「禁止の命令」とあるのは「請求と読み替えるものとする」。

（衛星リモートセンシング記録の安全管理措置）

第二十条 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、衛星リモートセンシング記録の管理の方法について規定する。この場合において、第一項の認定の申請が次に手方に対し、当該衛星リモートセンシング記録を受けた者に限る。又は特定取扱機関に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に對し、当該衛星リモートセンシング記録に係る第二十一条第一項の内閣府令で定められた方法により、これを行わなければならない。

4 衛星リモートセンシング記録の管理の方法五 衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所及び方法

六 その他内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。  
イ この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれららの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

口 第十七条第一項の規定により許可を取り消され、又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

八 國際テロリスト  
二 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 行法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちにイから二までに該当する者があるもの

四 衛星リモートセンシング記録の管理の方法五 衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所及び方法

六 その他内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。  
イ この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれららの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

口 第十七条第一項の規定により許可を取り消され、又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

（衛星リモートセンシング記録の取扱いの適正化の確保に関する法律案及び同報告書）

会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第一百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事案件の捜査若しくは会計検査院の検査その他これらに準ずるものとして政令で定める公益上の必要により、又は人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要により行う場合を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。

（衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の命令）  
第十九条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録の利用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、衛星リモートセンシング記録保有者（国内に住所若しくは居所を有しない法人その他の団体であつて、外国において衛星リモートセンシング記録を取り扱う者（以下「外国取扱者」という。））に対しても、衛星

2 前項の認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に当する者があるもの

二 申請者が当該申請に係る区分に属する衛星リモートセンシング記録を取り扱うことについて、申請者による衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法、衛星リモートセンシング記録の分析又は加工を行う能力、衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置その他の事情を勘査して、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

4 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知することともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。(変更の認定等)

第二十二条 前条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の認定について準用する。(帳簿)

第二十三条 第二十二条第一項の認定を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、その衛星リモートセンシング記録の取扱い

の状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、内閣府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(認定証の返納)

第二十四条 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証(第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証)を内閣総理大臣に返納しなければならない。

一 第二十一条第一項の認定が取り消されたとき。

二 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

3 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、認定証を内閣総理大臣に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人若しくは破産管財人又はこれらの者に相当する義務を負う者

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の代表者

(認定の取消し等)

第二十五条 内閣総理大臣は、第二十二条第一項の認定を受けた者(外国取扱者に限る。第三号において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一 第十九条第三項において読み替えて準用する同条第一項又は第二十九条第三項において読み替えて準用する同条第二項の規定による請求に応じなかつたとき。

二 前条第一項第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当するとき。

3 第十九条第三項において読み替えて準用する同条第一項又は第二十九条第三項において読み替えて準用する同条第二項の規定による請求に応じなかつたとき。

一 第十八条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供したとき。

二 第十九条第一項又は第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

三 偽りその他不正の手段により第二十二条第一項の規定による立入検査等の権限を行使する場合において、内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者又は衛星リモートセンシング記録保有者に対し、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。(是正命令)

第二十九条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が第八条、第九条若しくは第十条第三項の規定に違反していると認めるとき又は衛星リモートセンシング装置使用者が第十

一項又は第二十二条第一項の認定を受けたとの状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

四 第二十二条第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

五 第二十二条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

六 第三十条第一項の規定により第二十二条第一項又は第二十二条第一項の認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けたと条件に違反したとき。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認定の効力の停止について準用する。

第五章 内閣総理大臣による監督

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認定の効力の停止について準用する。

第三十七条 内閣総理大臣は、この法律の施行による認定の効力の停止について準用する。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第二十六条 内閣総理大臣は、第二十二条第一項の認定を受けた者(外国取扱者に限る。第三号において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第二十七条 内閣総理大臣は、この法律の施行による認定の効力の停止について準用する。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第二十八条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者又は衛星リモートセンシング記録保有者に対し、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第二十九条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が第八条、第九条若しくは第十条第三項の規定に違反していると認めるとき又は衛星リモートセンシング装置使用者が第十

三  
項、第十六項第一項若しくは第十七項第二項の規定に違反して終了措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者を除く。)が第十八条第一項若しくは第二項又は第二十条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定は、衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者に限る。)について準用する。この場合において、同項中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(許可等の条件)

第三十条 第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項の認定(次項において「許可等」という。)には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可等に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可等を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

## 第六章 雜則

### (経過措置)

第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(内閣府令への委任)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第七章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置の使用を行つた者

二 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十二条第一項若しくは第二十二条第一項の認定を受けた者

三 第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更した者

四 第十条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信した者

五 第十五条第四項の規定に違反して再開信号又はその作成方法に関する情報を提供した者

六 第十七条第一項、第十九条第一項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

七 第十八条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供した者

八 第二十二条第一項の規定に違反して第二十一条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更した者

九 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する。

10 第二十四条第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項、第十一項、第十三条第二項、第十五条第二項又は第二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第一項若しくは第二十三条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、若しくは帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をして、又は第十二条第二項若しくは第二十三第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第二十四条第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

四 第二十五条第二項(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して認定証を提出しなかつた者

五 第三十六条 第三十三条第六号(第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。)及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

六 第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十三条から第三十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する

第七章 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則

第一条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第三条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第四条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第五条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第六条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第七条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第八条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第九条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十一条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十二条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十三条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十四条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十五条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十六条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十七条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十八条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十九条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十一条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十二条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十三条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十四条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十五条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十六条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十七条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十八条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十九条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第三十条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第三十一条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第三十二条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第三十三条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第三十四条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第三十五条 第四条第一項の許可又は第二十二条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十二条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討) 五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

理由

宇宙基本法の基本理念にのつとり、我が国にちる衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度の設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録の所有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(内閣提出、第五十九回国会閣法第四二号)に関する報告書  
議案の目的及び要旨

本案は、宇宙基本法の基本理念にのつとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、國の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

許可等

(一) 国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者は、衛星リモートセンシング装置ごとに許可を受けなければならないこととすること。

(二) 衛星リモートセンシング装置使用者に対し、不正使用防止措置、申請受信設備以外の使用禁止、申請軌道以外での機能停止、使用終了時の措置等の義務を課すこと。

衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する

二 議案の可決理由

二  
議案の可決理由

本案は、宇宙基本法の基本理念にのつとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに關し必要な事項を定めるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

より決定された整備計画に係る建設統をいう。以下この号において同じ。の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る同法第六条第一項に規定する建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けること。

附則第十一項を同条第十項とし、同条第八項中「場合には」の下に「第十一項中「第九号に掲げる業務」とあるのは「第九号並びに附則第十一項第四号に掲げる業務」とを加え、「附則

内閣委員長 秋元

衆議院議長 大島 理森殿 内閣委員長 秋元

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備

## 右 構法の一部を改正する法律案

国会に提出する

平成二十八年九月二十六日

独立行政法人

## 機構法の一部を改正する法律

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

法(平成十四年法律第二百八十一号)の一審を次のよう  
に改正する。

第十七条第四項中「及び附則第十一條第一項第四号」を「及び附則第十一條第一項第五号」に改め、同項第二号中「附則第十一條第一項第四号」を「附則第十一條第一項第五号」に改める。

附則第十一條第一項第一号中「規定する建設線」の下に「(以下この項において「建設線」という。)」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 中央新幹線(平成二十三年五月二十六日)に全国新幹線鉄道整備法第七条第一項の規定により決定された整備計画に係る建設線をいう。以下この号において同じ。)の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る同法第六条第一項に規定する建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けること。

附則第十一條第九項を同條第十項とし、同條第八項中「場合には」の下に「第十一條中「第九号に掲げる業務」とあるのは第九号並びに附則第十一條第一項第四号に掲げる業務」とを加え、「附則第十一條第一項第四号の業務及び」を「附則第十一條第一項第九項の業務並びに」に、「第十三条第一項第四号まで」を「第四号まで」に、「第三十一条第二号」を「第二十九条中「第十一條」とあるのは第十三条(附則第十一條第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「第三十一条第二号」を「第一項第五号」に改め、同項を同條第七項とし、同條第八項とし、同條第六項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同條第五項の次に次の一項を加える。

六 第一項第四号の規定による貸付金の貸付けに関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十二条第一項から第三項までの規定中「前条第一項第四号」を「前条第一項第五号」に改め。

## 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正)

第四条 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号。次条において「不当廉価建造契約防止法」という。)の一部を次のように改正す

る。

附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第八項の改

正規定中「附則第十一条第八項」を「附則第十一  
条第九項」に改める。

(調整規定)

第五条 不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

## 理由

中央新幹線の速やかな建設を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、当分の間、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付ける業務を行わせる措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 本案施行に要する経費

平成二十八年度第二次補正予算において、財政投融資計画の一兆五千億円の追加がなされている。

右報告する。

平成二十八年十月二十六日

衆議院議長 大島 理森殿

## 〔別紙〕

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

保に係る判断を最大限に尊重しつつ、環境の保全や、安全かつ確実な施工に努めるよう指導・監督すること。

第一条 本案は、中央新幹線の速やかな建設を図るために、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付ける業務を行わせることとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 リニア中央新幹線の建設に必要な資金の一部を建設主体(JR東海)に貸し付けることを構が当分の間行う業務として追加すること。

2 その他所要の改正を行うこと。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

中央新幹線の速やかな建設を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、当分の間、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付ける業務を行わせる措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

## 三 機構は、JR東海が、定められた融資条件に基づき、責任を持つて着実に財政投融資資金の償還を行うよう適切に管理すること。

四 政府は、国鉄時代に経営上の重要事項について政治的解決が図られることがあり、その結果として、一部の財政投融資が採算性が不確実な路線の建設等に用いられた過去の教訓を踏まえつつ、インフラ整備に対する財政投融資の活用に際しては、政策的必要性や対象となる事業の採算性を十分考慮すること。

五 全国新幹線鉄道整備法に基づく建設主体は、引き続き労働災害の防止をはじめ、工事作業の安全性が十分確保されるよう万全を期すとともに、適宜施工状況の把握に努めつつ、実行可能な工事実施計画の履行に努めること。また、政府は計画の推進に関して、建設主体の安全性確保に係る判断を最大限に尊重しつつ、環境の保全や、安全かつ確実な施工に努めるよう指導・監督すること。

官 報 (号 外)

平成二十八年十月二十八日 衆議院会議録第七号

四〇

明治二十  
種五  
年三月三  
郵便物認  
可日

発行所
二東京一〇番五号都港區虎ノ門四丁目
独立行政法人國立印刷局
電話
03(3587)4294
定 價
本体 二三六円 (本体 二三〇円)